

資料編

1	前計画の進捗状況.....	105
2	障がい当事者アンケート調査結果.....	123
3	障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）.....	145
4	サービス提供事業所アンケート調査結果.....	150
5	企業等民間事業所アンケート調査結果.....	153
6	関係団体ヒアリング結果.....	156
7	パブリックコメントの結果概要.....	160
8	計画策定経過.....	172
9	千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱.....	173
10	千歳市保健福祉推進委員会設置要綱.....	175
11	千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱.....	177
12	「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて.....	181
13	持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）.....	183

1 前計画の進捗状況

(1) 千歳市障がい者計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の進捗状況

① 施策体系

前計画では、次の5つの基本目標と11の施策方向に対し全67の主要施策を位置付け、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

■基本理念■

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい住み慣れた地域で暮らせる社会の実現

■基本目標■

基本目標 1

「差別の解消と権利擁護の推進」

基本目標 2

「生活支援の充実」

基本目標 3

「障がい児支援の充実」

基本目標 4

「自立と社会参加の促進」

基本目標 5

「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」

■施策の方向■

1 啓発・理解促進

2 差別の解消及び権利擁護の推進

1 生活支援の充実

2 保健・医療の推進

3 情報・コミュニケーション支援の充実

1 療育等の充実

2 保育・教育の推進

1 雇用・就労の推進

2 地域共生の推進

1 生活環境の整備充実

2 防災・防犯・感染症対策の推進

② 令和4年度の進捗状況

主要施策を構成する取組項目について、所管する担当課等に照会し確認をしています。進捗状況の評価は次表のとおりです。評価は「取組を実施しているか」の視点で「A～D」の4段階で表しています。総括表は次表のとおりです。

- A:実施：計画どおり実施（計画以上又は手段を見直して実施しているものを含む）
 B:今後実施：計画期間中に実施（具体的実施時期の定めがないもの又は未到来のもの）
 C:一部実施：一部遅延又は一部未実施（具体的実施時期の定めがあるもの）
 D:未実施：全部未実施（具体的実施時期の定めがあるもの）

< 総括表 >

基本目標・施策の方向	主要 施策数	進捗状況			
		A	B	C	D
基本目標 1 差別の解消と権利擁護の推進					
1 啓発・理解促進	4	4	0	0	0
2 差別の解消及び権利擁護の推進	7	7	0	0	0
基本目標 2 生活支援の充実					
1 生活支援の充実	7	6	0	1	0
2 保健・医療の推進	3	3	0	0	0
3 情報・コミュニケーション支援の充実	3	3	0	0	0
基本目標 3 障がい児支援の充実					
1 療育等の充実	6	6	0	0	0
2 保育・教育の推進	8	8	0	0	0
基本目標 4 自立と社会参加の促進					
1 雇用・就労の推進	10	10	0	0	0
2 地域共生の推進	9	8	0	1	0
基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり					
1 生活環境の整備充実	4	4	0	0	0
2 防災・防犯・感染症対策の推進	6	6	0	0	0
合 計	67	65	0	2	0
割 合 (%)		97.0%	0.0%	3.0%	0.0%

③ 主要施策ごとの進捗状況

◆基本目標 1 差別の解消と権利擁護の推進

1 啓発・理解促進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がい特性に対する理解促進	A
2	広報・啓発活動の充実	A
3	福祉教育の推進	A
4	交流教育の推進	A

2 差別の解消及び権利擁護の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	A
2	障がいのある人の虐待防止体制の充実・強化	A
3	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	A
4	市職員に対する障がい者理解の促進	A
5	成年後見制度等の利用促進	A
6	日常生活における自立のための支援	A
7	福祉オンブズマン制度の推進	A

◆基本目標 2 生活支援の充実

1 生活支援の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	相談支援体制の充実・強化	C
2	障害福祉サービス等の提供体制の確保	A
3	介護保険サービスとの連携	A
4	関係機関等との連携体制の強化	A
5	経済的な負担軽減	A
6	情報提供・発信の充実	A
7	障がい者グループホーム等の整備促進	A

2 保健・医療の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	医療機関等との連携による相談支援体制の充実	A
2	医療費の負担軽減	A
3	生活習慣病の予防・早期発見	A

3 情報・コミュニケーション支援の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	意思疎通支援体制の充実	A
2	情報提供の充実	A
3	千歳市手話言語条例に基づく施策の推進	A

◆基本目標 3 障がい児支援の充実

1 療育等の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	乳幼児健診の充実	A
2	こども発達相談室の充実	A
3	児童発達支援センターによる連携体制の充実	A
4	障害児通所支援サービス提供体制の確保	A
5	早期療育体制の充実	A
6	肢体不自由児者の機能訓練の充実	A

2 保育・教育の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がい児教育・保育事業の充実	A
2	幼稚園における特別支援教育の促進	A
3	インクルージョン保育体制の充実	A
4	個別の教育支援計画の活用	A
5	特別支援教育体制の充実	A
6	特別支援学校等への就学支援	A
7	学童クラブの充実・拡充	A
8	学校卒業後の支援	A

◆基本目標 4 自立と社会参加の促進

1 雇用・就労の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	企業等に対する理解の促進	A
2	福祉的就労の支援	A
3	就労先の拡充と職場定着の促進	A
4	市職員としての雇用の拡大	A
5	一般就労の促進	A
6	訓練・就労体験の支援	A
7	資格取得費用の負担軽減	A
8	障害者施設等からの物品等の優先調達の推進	A
9	関係機関の連携とネットワークの充実・強化	A
10	多様な就労機会の確保	A

2 地域共生の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	地域生活への移行推進	C
2	相互交流の促進	A
3	ボランティアの人材養成	A
4	当事者団体への活動支援	A
5	スポーツ・レクリエーション活動の支援	A
6	文化・芸術活動の支援	A
7	外出や移動の支援	A
8	交通費の負担軽減	A
9	免許取得費用等の負担軽減	A

◆基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

1 生活環境の整備充実

番号	主要施策	進捗状況
1	住まいのバリアフリー化の推進	A
2	公共施設等のバリアフリー化の推進	A
3	道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進	A
4	公園緑地のバリアフリー化の推進	A

2 防災・防犯・感染症対策の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	防災・減災体制の強化	A
2	緊急時における連絡手段の確保	A
3	避難通路の確保	A
4	ひとり暮らし見守り活動の充実	A
5	消費者被害の防止	A
6	感染症対策の推進	A

④ 令和4年度の主な取組

前計画で掲げた主要施策については、「計画どおり実施」が97.0%（65施策）と順調な実施状況となっています。なお、「今後実施」としている主要施策は2施策となっており、これらの施策については、令和5年度の進捗状況も考慮し、取組の優先順位や構成を見直した上で、引き続き千歳市障がい者計画の主要施策に位置付け、障がい福祉施策の推進に努めます。

令和4年度の主な取組は次のとおりです。

(1) 啓発・理解促進

障がい特性についてまとめたリーフレットや「ちとせの障がい福祉ガイド」を作成・配布したほか、広報ちとせ、市のホームページなど多様な媒体を活用した広報・啓発活動により、障がいに対する理解促進を図りました。

また、市内小中学校において、視覚障がいのある人の福祉体験教育を実施するとともに、特別支援学級や特別支援学校と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を実施しました。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、障がいのある人に対する場面ごとの配慮などを掲載した「合理的配慮事例集」の周知を図るとともに、千歳市役所の窓口対応などにおいて障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮しました。

また、「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談や虐待を受けた障がいのある人の保護に係る対応を行いました。このほか、「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の利用支援や普及・啓発を行い、市民後見人養成講座を開催するなど、障がいのある人の権利擁護の推進に努めました。

- ・千歳市障がい者虐待防止センター 虐待通報・相談件数 16 件
- ・千歳市成年後見支援センター相談件数 411 件

(3) 生活支援の充実

「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の安定した運営や「千歳地域生活支援センター」による相談支援機能強化事業のほか、「障がい福祉分野資格取得助成事業」の実施により、相談支援体制の充実・強化を図りました。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの提供体制の確保を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」などを通じた関係機関との連携により、ニーズの把握やサービスの質の向上に努めました。このほか、「福祉サービス利用券」の交付などにより、障がいのある人の経済的な負担軽減を図りました。

- ・Chip 相談件数 3,216 件、千歳地域生活支援センター相談件数 5,472 件、障がい福祉分野資格取得助成事業 10 件
- ・市内障害福祉サービス事業所 110 か所、地域活動支援センター利用実績 1,580 人
- ・福祉サービス利用券支給者 3,864 人

(4) 保険・医療の推進

相談支援事業所において、障がい特性に応じた相談支援を行っているほか、「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」において、保健・医療に関する相談を受けました。

障がいのある人の経済的な負担の軽減のため、医療費の一部を助成するとともに、各種医療費助成制度の周知を図りました。このほか、国の定めた国民健康保険特定健診・各種がん検診の受診率向上のために継続した周知・啓発を行いました。

(5) 情報・コミュニケーション支援の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成を行う意思疎通支援事業を実施しました。

広報紙や市ホームページなどでは、障がい特性に配慮した情報提供に努めるとともに、点字・音訳図書や「選挙のお知らせ音訳版」の製作により、障がいの有無による情報格差が生じないように配慮しました。

また、専従手話通訳者を2名配置し、遠隔手話通訳サービスなどの利用促進に努めるなど、「千歳市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解促進に努めました。

- ・手話通訳者派遣件数 227 件、要約筆記者派遣件数 51 件、養成講座等参加者 46 人
- ・点訳図書製作実績 225 タイトル、音訳図書製作実績 169 タイトル、選挙のお知らせ音訳版配布実績 19 件

(6) 療育等の充実

乳幼児健診では、受診率 97%以上を維持しており、未受診者には、家庭訪問等で発達状況の確認に努め、発達に遅れが認められる場合には、必要に応じて発達相談の紹介等を行いました。5歳児とその保護者に対して発達障がいに関するリーフレットを送付し、希望者を対象とした5歳児相談を年5回開催しました。

「こども発達相談室」では、保護者の主訴や子ども一人ひとりの状況を確認した上で、子どもの心身の発達を促す支援と保護者に対する相談支援を実施しました。

「千歳市児童発達支援センター」では、相談支援から通所支援の利用まで一貫した支援を実施するとともに、保育所等訪問支援事業を実施し、多様化する障がいに対応した支援を行う人材を育成するため、各種研修により専門職員の知識や技術の向上を図りました。

- ・こども発達相談室利用実人数 627人、利用延べ人数 3,152人
- ・千歳市児童発達支援センター保育所等訪問支援事業 利用延べ人数 116人

(7) 保育・教育の推進

市内の認定こども園や認可保育所及び学童クラブでは、発達に心配のあるなしにかかわらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育を推進しており、認定こども園や認可保育所では、心身や発達に障がい等があり、家庭で必要な保育を受けることが困難な子どもの受け入れを行ったほか、障がい等のある子どもを就園させる幼稚園に対して助成を行いました。学童クラブでは、市内18か所すべてで障がい等のある子どもの受け入れを行いました。さらに、インクルージョン保育の充実を図るため、「巡回支援事業こども相談みにくる」を実施しました。

発達に課題のある児童を対象に、乳幼児期から「こどもの発達と支援の記録（イエローファイル）」を作成するとともに、小中学校では、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に活用しました。

小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を実施するなど校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図ったほか、特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チーム等の巡回相談など、専門機関の活用により児童生徒への指導の充実を図りました。

また、障がいのある児童生徒が適切な教育を受けることができるよう就学にかかる経費や交通費を補助するとともに、登下校時のスクールバスの運行を行いました。

- ・特別支援教育支援員 53人、児童生徒ヘルパー35人
- ・特別支援教育専門家チーム等の巡回相談 159回

(8) 雇用・就労の推進

「就労推進室やませみ」において、障がい者雇用の理解促進や一般就労や職場定着に向けた取組を実施したほか、障がいの特性に応じて働くことができる就労継続支援等のサービス提供体制の確保に努めました。

そのほか、「千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針」の調達目標の達成や「農福連携」による農作業体験の実施等により、障がいのある人の雇用・就労を推進しました。

- ・「就労推進室やませみ」実績 一般就労継続者 52 人、新規就労者 19 人
- ・優先調達目標額 1,100 千円、実績額 2,060 千円

(9) 地域共生の推進

「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において、地域課題及び情報の共有を図りました。

点訳・音訳ボランティアの養成や当事者団体の自発的活動に対し、補助金を交付したほか、市民交流会やスポーツ教室などの開催、外出や移動の支援やそれに伴う経済的負担の軽減などにより、障がいのある人の社会活動への参加を促進しました。

- ・点訳・音訳ボランティア会員数 67 人
- ・障がい者団体補助 4 団体
- ・精神障害者通所交通費助成事業 延べ 169 人
- ・自動車運転免許取得助成 4 件

(10) 生活環境の整備充実

手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化にかかる住宅改修費の一部を助成しました。

公共施設等においては、令和 5～6 年度実施予定の消防本部大規模改修工事において、段差の解消、車いす使用者に対応した駐車スペースや市民相談スペースの設置及び多機能トイレの整備を行うための設計を行いました。このほか、道路や公園緑地においてもバリアフリーに配慮した整備や改修を計画的に進めました。

(11) 防災・防犯・感染症対策の推進

「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練の時に情報を活用するとともに、千歳学出前講座などで防災の啓発に努めました。

また、「緊急通報システム」の設置などにより、早期の安全確保に向けた対応に努めているほか、冬季における避難通路を確保するため、除雪が困難な世帯に除雪サービスを提供しました。

消費者被害の防止のため、「千歳市消費生活センター」において、相談員2名体制で悪質商法等の消費生活相談に対応し、消費生活ホームページ「ちとせの暮らし」などで広く情報発信に努めました。

新型コロナウイルス感染症対策として、障害福祉サービス事業所に対する相談窓口を設置し、集団感染に備え衛生用品や簡易検査キット等を備蓄し、必要に応じて配布を行いました。

- ・千歳学出前講座参加者 468人
- ・緊急通報システム設置 6世帯
- ・除雪実績 16世帯

(2) 「第6期千歳市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の進捗状況

■第6期千歳市障がい福祉計画

第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況は、次の図表12-1から13-5のとおりです。

1. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末の施設入所者実績は123人で、令和元年度時点と比較して2人増加しています。令和4年度末の施設入所者の地域生活への移行者数実績（累計）は3人となっています。

図表 12-1 福祉施設入所者の削減数

項目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
施設入所者数	121人	128人	125人	123人	119人
【令和元年度比増減】	【-】	【+7人】	【+4人】	【+2人】	【-2人】

図表 12-2 福祉施設から地域生活への移行者数

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
地域生活移行者数 【累計】	—	2人	3人	8人
(参考)各年度実績	1人	1人	1人	5人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置することを目標としていますが、引き続き設置に向けて検討を進めます。

図表 12-3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
協議の場の開催回数	検討中	検討中	検討中	1回以上/年
協議の場の参加者数	—	—	—	10人以上/年
協議の場における 目標設定と検証実施	—	—	—	1回/年

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標としていますが、引き続き整備に向けて検討を進めます。

図表 12-4 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標
地域生活支援拠点等の設置	検討中	検討中	検討中	1か所
機能検証の実施回数	—	—	—	1回以上/年

④福祉施設から一般就労への移行等

令和4年度の一般就労移行者数の実績は15人で、令和元年度時点と比較して5人減少しています。

令和4年度末の就労移行支援事業の利用者実績は12人で、令和元年度末時点と比較して5人増加しています。

令和4年度末の就労定着支援事業の利用者実績は3人で、令和元年度末時点と比較して1人増加しています。

図表 12-5 福祉施設から一般就労への移行

項目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
一般就労移行者数	20人	12人	12人	15人	26人
【令和元年度比増減】	【-】	【-8人】	【-8人】	【-5人】	【+6人】

図表 12-6 就労移行支援事業の利用者数

項目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
就労移行支援事業の 利用者数	7人	13人	13人	12人	10人
【令和元年度比増減】	【-】	【+6人】	【+6人】	【+5人】	【+3人】

図表 12-7 就労定着支援事業の利用者数

項目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
就労定着支援事業の 利用者数	2人	4人	6人	3人	10人
【令和元年度比増減】	【-】	【+2人】	【+4人】	【+1人】	【+8人】

2. サービス見込量

①指定障害福祉サービス

訪問系サービスでは、「居宅介護」、「同行援護」は計画値を上回りましたが、「行動援護」は計画値を下回りました。また、「重度訪問介護」では利用時間が増加しました。一方、「重度障害者等包括支援」については利用がありませんでした。

日中活動系サービスでは、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」の利用量は、計画値を上回りましたが、「就労定着支援」の利用人数は計画値を

下回りました。

居住系サービスでは、「共同生活援助」は令和3年度から4年度にかけて大きく増加しましたが、「自立生活援助」は利用がありませんでした。

図表 13-1 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	
訪問系	居宅介護	人/月	103	122	104	132	105
		時間/月	1,560	2,194	1,567	2,269	1,575
	重度訪問介護	人/月	5	4	5	5	5
		時間/月	646	519	646	706	646
	同行援護	人/月	14	13	14	18	14
		時間/月	158	245	158	296	158
	行動援護	人/月	20	3	20	7	20
		時間/月	200	38	200	70	200
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	1	0	1
		時間/月	520	0	520	0	520
日中活動系	生活介護	人/月	248	236	254	239	260
		人日/月	5,110	4,946	5,230	5,084	5,360
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	0	1
		人日/月	23	0	23	0	23
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	10	10	11	10	12
		人日/月	180	187	198	136	216
	自立訓練 (宿泊型)	人/月	11	10	11	9	12
		人日/月	319	309	319	229	348
	就労移行支援	人/月	8	13	9	12	10
		人日/月	145	253	160	176	180
	就労継続支援 A型	人/月	125	128	130	129	135
		人日/月	2,400	2,500	2,500	2,594	2,590
	就労継続支援 B型	人/月	300	306	320	336	340
		人日/月	5,070	5,351	5,400	5,933	5,740
	就労定着支援	人/月	6	6	8	3	10
	療養介護	人/月	14	15	14	15	14
	短期入所 (福祉型)	人/月	24	10	24	15	24
		人日/月	190	124	190	138	190
	短期入所 (医療型)	人/月	4	0	4	3	4
		人日/月	16	0	16	33	16

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居住系	共同生活援助	人/月	165	163	175	210	185
	施設入所支援	人/月	121	125	120	123	119
	自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2

※実績値は、各年度の3月末現在

②指定相談支援

「計画相談支援」の令和4年度実績は計画どおりとなりました。「地域移行支援」、
「地域定着支援」の利用実績はありませんでした。

図表 13-2 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援		実利用人数	987	1,002	1,022	1,022	1,058
地域 支援 相談	地域移行支援	実利用人数	4	0	6	0	8
	地域定着支援	実利用人数	2	1	3	0	4

※実績値は、各年度の3月末現在

③地域生活支援事業（必須事業）

地域生活支援事業（必須事業）については、おおむね計画値どおりに推移していますが、「移動支援事業」は計画を大きく下回りました。「日常生活用具給付等事業」全体の実績は減少傾向にあります。

図表13-3 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	3	2	4	
基幹相談支援センター	実施の有無	-	-	-	-	有	
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	-	有	
成年後見制度利用支援事業	人/年度	1	0	1	0	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年度	340	236	350	278	360
	手話通訳者設置事業	人/年度	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年度	8	8	8	7	8
	自立生活支援用具	件/年度	25	16	25	21	25
	在宅療養等支援用具	件/年度	20	15	20	12	20
	情報・意思疎通支援用具	件/年度	15	19	15	14	15
	排泄管理支援用具	件/年度	1,994	1,829	2,069	1,763	2,148
	居宅生活動作補助用具	件/年度	2	1	2	4	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年度	30	15	30	18	30	
初級(手話奉仕員養成)	人/年度	15	9	15	10	15	
中級(手話奉仕員養成)	人/年度	15	6	15	8	15	
移動支援事業	人/年度	130	43	130	48	130	
	時間/年度	12,000	3,103	12,000	2,838	12,000	
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	2	2	
	人/年度	150	126	150	126	150	

※実績値は、各年度の3月末現在

④地域生活支援事業（その他の事業）

「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」の利用人数、「奉仕員養成研修事業（要約）」は、計画値を下回り、「自動車改造費助成事業」は実績がありませんでした。それ以外の事業についてはおおむね計画どおりに推移しています。

図表 13-4 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	
訪問入浴サービス事業	人/年度	8	4	9	5	9	
日中一時支援事業	箇所数	25	23	25	21	25	
	人/年度	120	38	125	29	130	
社会参加促進事業	点字・声の広報発行事業	箇所数	1	1	1	1	1
		人/年度	610	615	620	629	630
	奉仕員養成研修事業(要約)	人/年度	7	7	7	4	7
	奉仕員養成研修事業(点訳)	人/年度	5	9	—	—	5
	奉仕員養成研修事業(音訳)	人/年度	8	8	8	8	—
	自動車運転免許取得費助成事業	件/年度	5	6	5	4	5
	自動車改造費助成事業	件/年度	1	0	1	0	1

※実績値は、各年度の3月末現在

⑤地域生活を支援する市独自事業

「紙おむつ支給事業」、「福祉サービス利用券助成事業」はおおむね計画どおりの実績でしたが、「住宅改修資金助成事業」、「訪問給食サービス事業」、「除雪サービス事業」、「移送介助サービス事業」などで計画値を下回りました。「自立支援教育訓練助成事業」は利用がありませんでした。

図表 13-5 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
紙おむつ支給事業	件/年度	170	159	175	218	180
住宅改修資金助成事業	件/年度	5	0	5	1	5
訪問給食サービス事業	食/年度	2,200	1,321	2,400	939	2,600
除雪サービス事業	世帯数/年度	32	12	34	16	36
移送介助サービス事業	件/年度	145	60	150	98	155
緊急通報システム整備事業	世帯数/年度	10	7	10	6	10
自立支援教育訓練助成事業	人/年度	1	0	1	0	1
福祉サービス利用券助成事業	人/年度	3,780	3,828	3,810	3,864	3,840
精神障害者通所交通費助成事業	件/年度	230	218	235	169	240

※実績値は、各年度の3月末現在

■第2期千歳市障がい児福祉計画

第2期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況は、次の図表14-1から15のとおりです。

1. 障がい児支援等の提供体制に係る目標

①保育所等訪問支援の利用体制の構築

令和4年度の利用人数、利用件数ともに目標値を下回りました。

図表 14-1 保育所等訪問支援

単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
人/月	30	20	32	10	32	12	34
人日/月	30	27	32	14	32	17	34

②認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

認定こども園・保育所の受入れは、増加傾向にあり、令和4年度は目標値を上回りました。学童クラブの受入れは、おおむね計画どおりとなりました。

図表 14-2 認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
認定こども園・保育所(人)	46	46	54	47	54	69	54
学童クラブ(人)	26	26	28	21	28	24	28

2. サービス見込量

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」「巡回支援専門員事業」は、計画値を上回りましたが、「保育所等訪問支援」は、計画値を下回りました。

「居宅訪問型児童発達支援」「医療的ケア児支援事業」は、おおむね計画どおりとなりました。

図表 15 第2期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	170	156	170	178	170
		人日/月	800	1,104	800	1,238	800
	放課後等 デイサービス	人/月	230	249	245	307	260
		人日/月	2,020	2,556	2,180	3,018	2,350
	保育所等 訪問支援	人/月	30	10	32	12	34
		人日/月	30	14	32	17	34
	居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1
		人日/月	5	3	5	2	5
障害児相談支援		人/年度	175	188	180	199	185
巡回支援専門員事業		箇所数	37	42	37	42	37
医療的ケア児 支援事業		配置 人数	1	1	2	1	2

※実績値は、各年度の3月末現在

2 障がい当事者アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

■調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を所持している人

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で3,000人、うち1,202人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は40.1%でした。また、回答者の年齢分布は次表のとおりです。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 16-1 調査対象者数、回答数、回答率

対象者数	回答者数	回答率
3,000 人	1,202 人	40.1%

図表 16-2 回答者の年齢分布

回答者 総数	19 歳 以下	20 歳～ 29 歳	30 歳～ 39 歳	40 歳～ 49 歳	50 歳～ 59 歳	60 歳～ 64 歳	65 歳～ 74 歳	75 歳 以上	無回答
1,202 人	215 人	51 人	57 人	96 人	100 人	69 人	196 人	397 人	21 人
100.0%	17.9%	4.2%	4.7%	8.0%	8.3%	5.7%	16.3%	33.0%	1.7%

(1) 権利擁護・差別解消

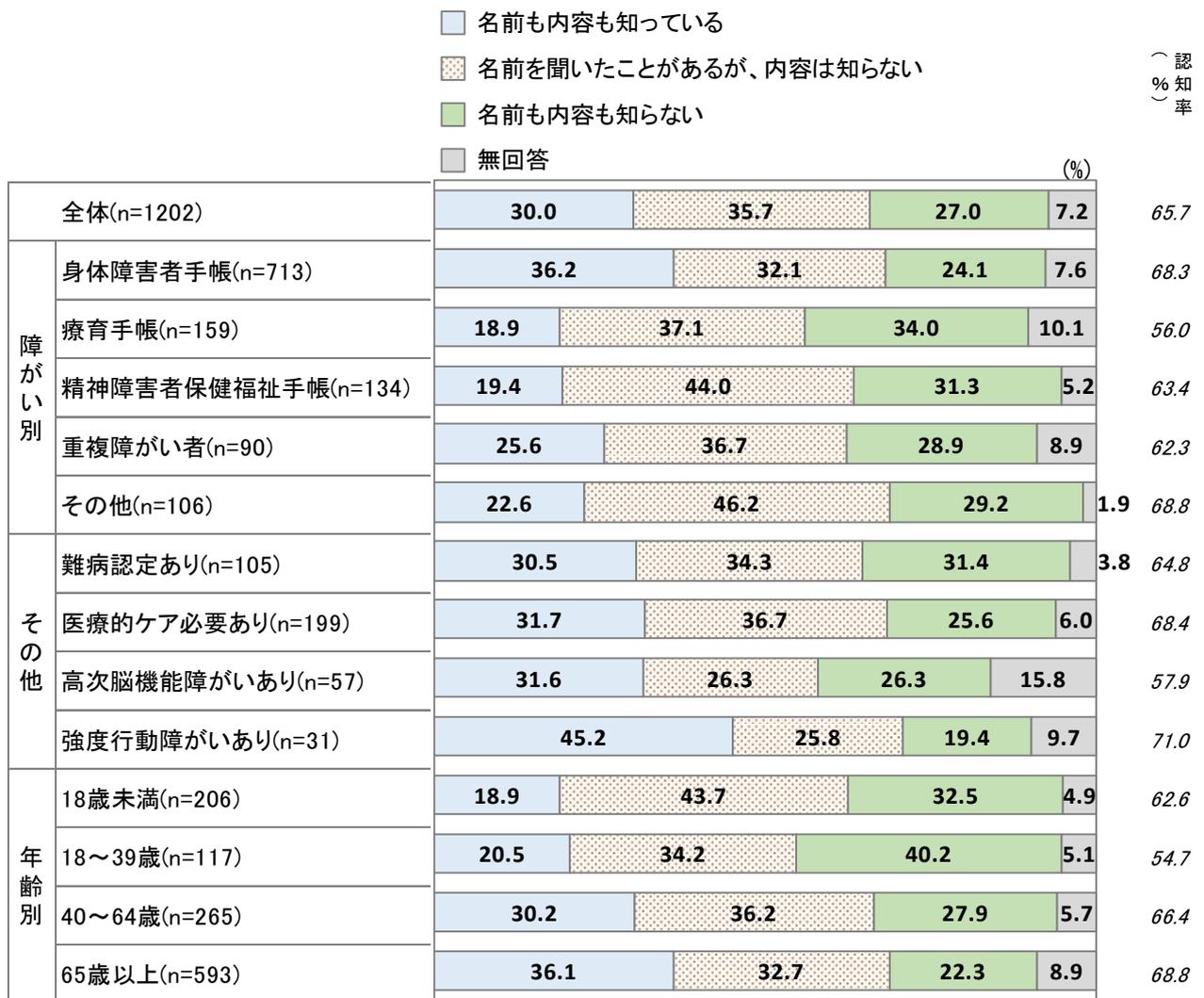
成年後見制度の認知については、「名前も内容も知っている」が30.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は35.7%、合わせた<認知率>は65.7%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「名前も内容も知っている」が36.2%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「名前も内容も知っている」が45.2%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、高齢層ほど「名前も内容も知っている」が多くなっています。

図表 17 成年後見制度の認知度

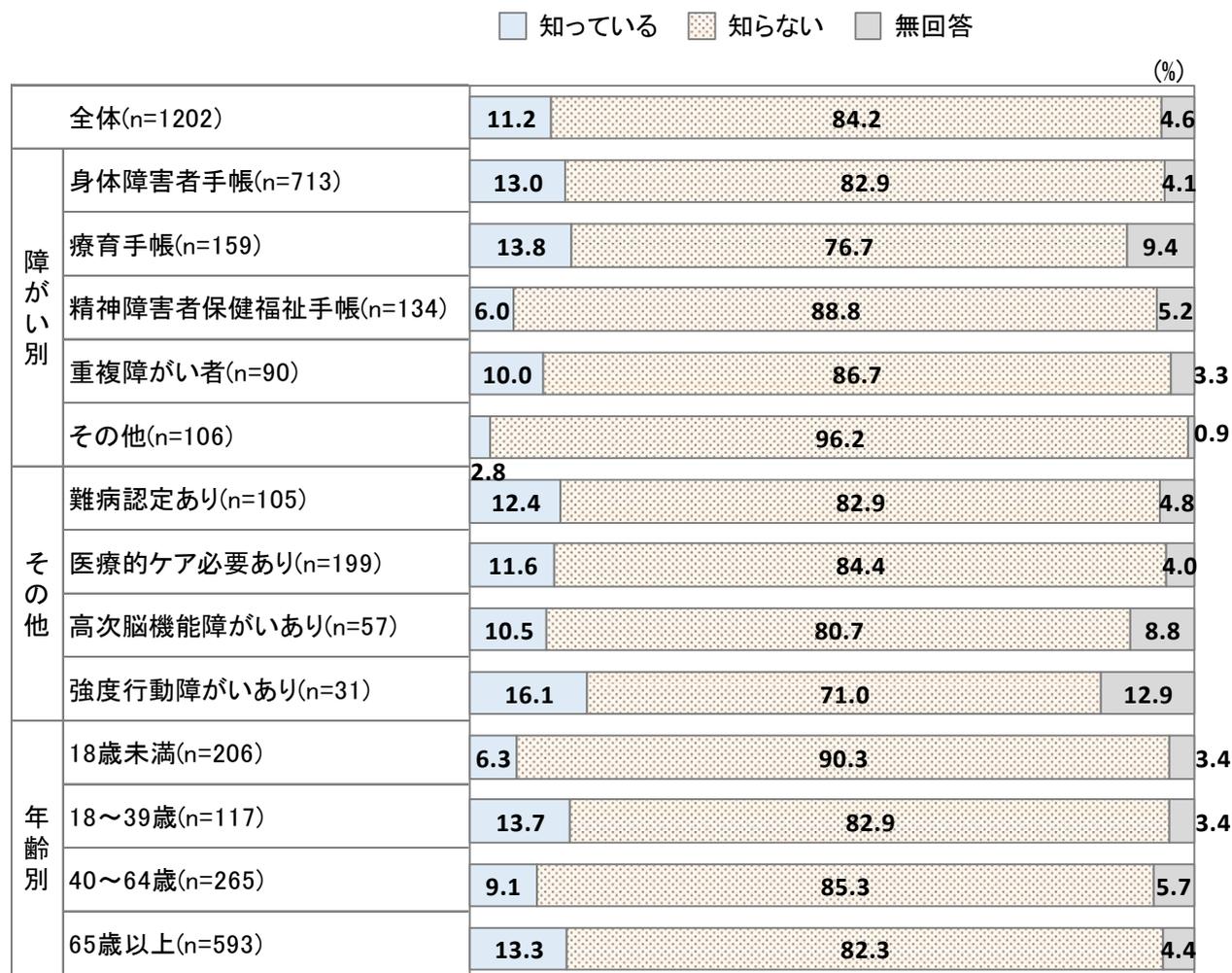


千歳市成年後見支援センターの認知については、「知っている」が11.2%、「知らない」が84.2%となっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「知っている」が16.1%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「知っている」が6.3%と18歳以上に比べ少なくなっています。

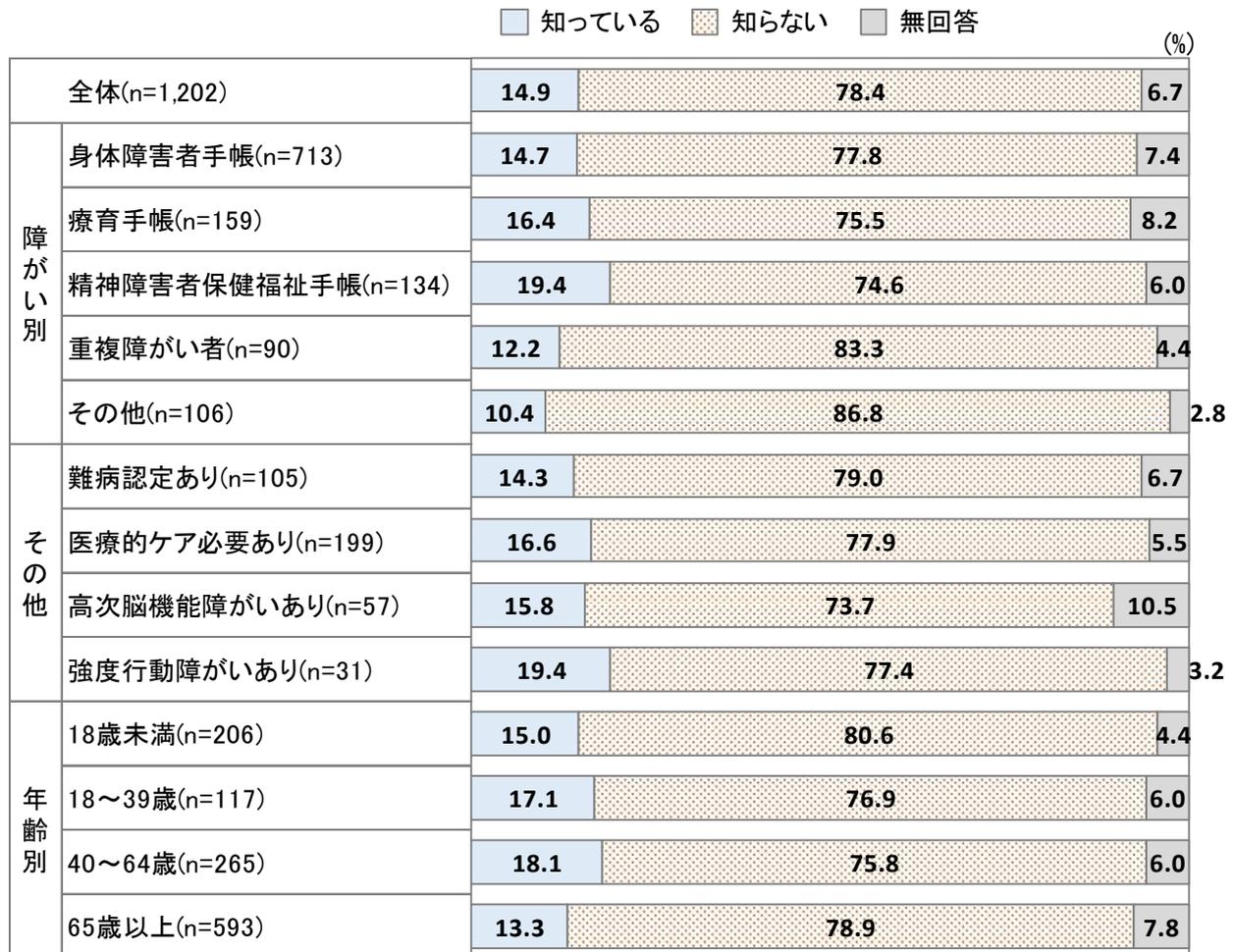
図表 18 「千歳市成年後見支援センター」の認知度



障がい当事者の「障害者差別解消法」の認知度については、「知っている」は14.9%、一方、「知らない」は78.4%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者、その他では「知らない」が80%以上となっています。

図表 19 障害者差別解消法を知っているか



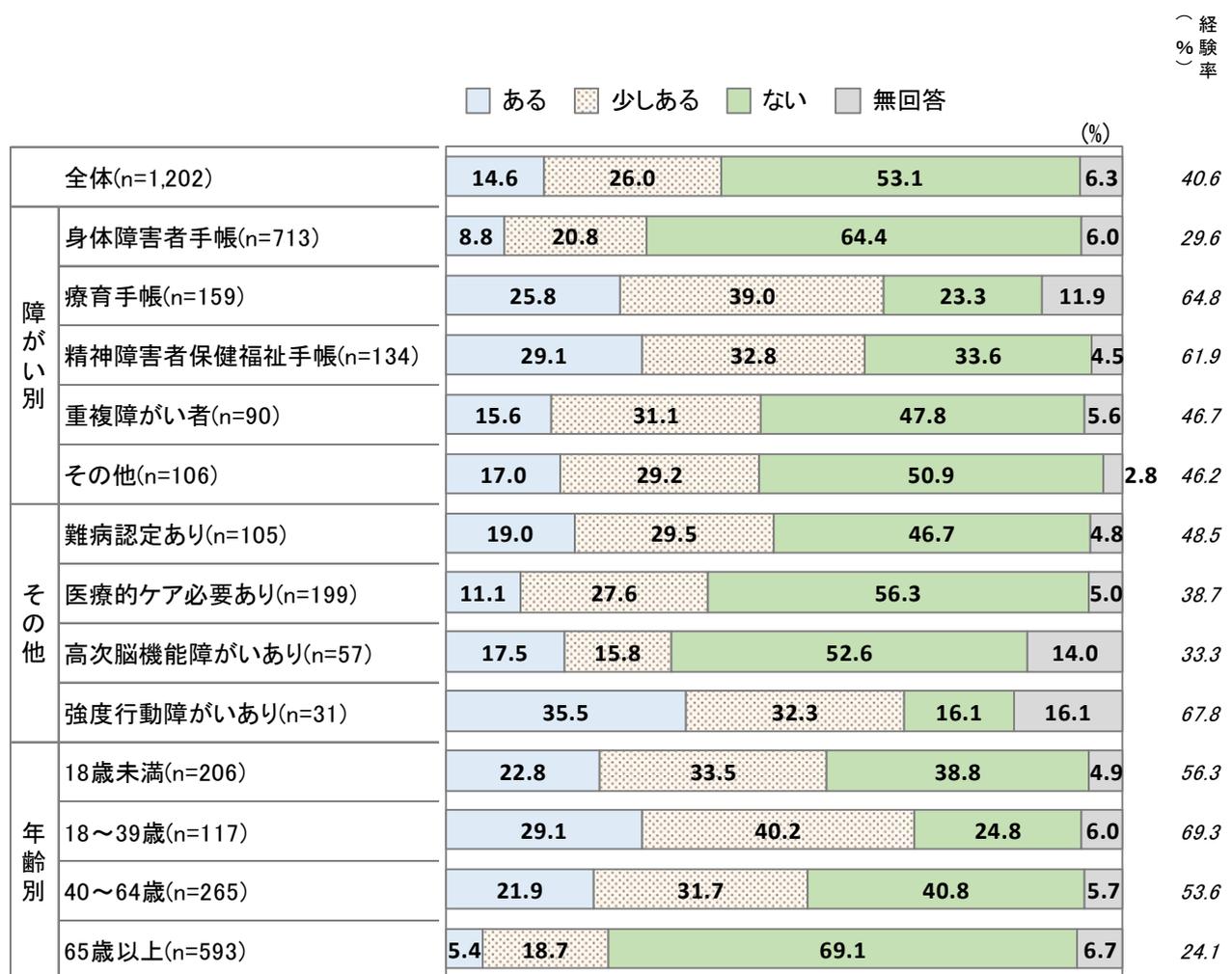
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」は14.6%、「少しある」は26.0%、合わせた<経験率>は40.6%となっています。

障がい別に<経験率>をみると、療育手帳では64.8%、精神障害者保健福祉手帳では61.9%と6割を超えています。

その他の要因別に<経験率>をみると、強度行動障がいありでは67.8%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<経験率>をみると、18～39歳以下では69.3%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 20 障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか



【回答条件：障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方】

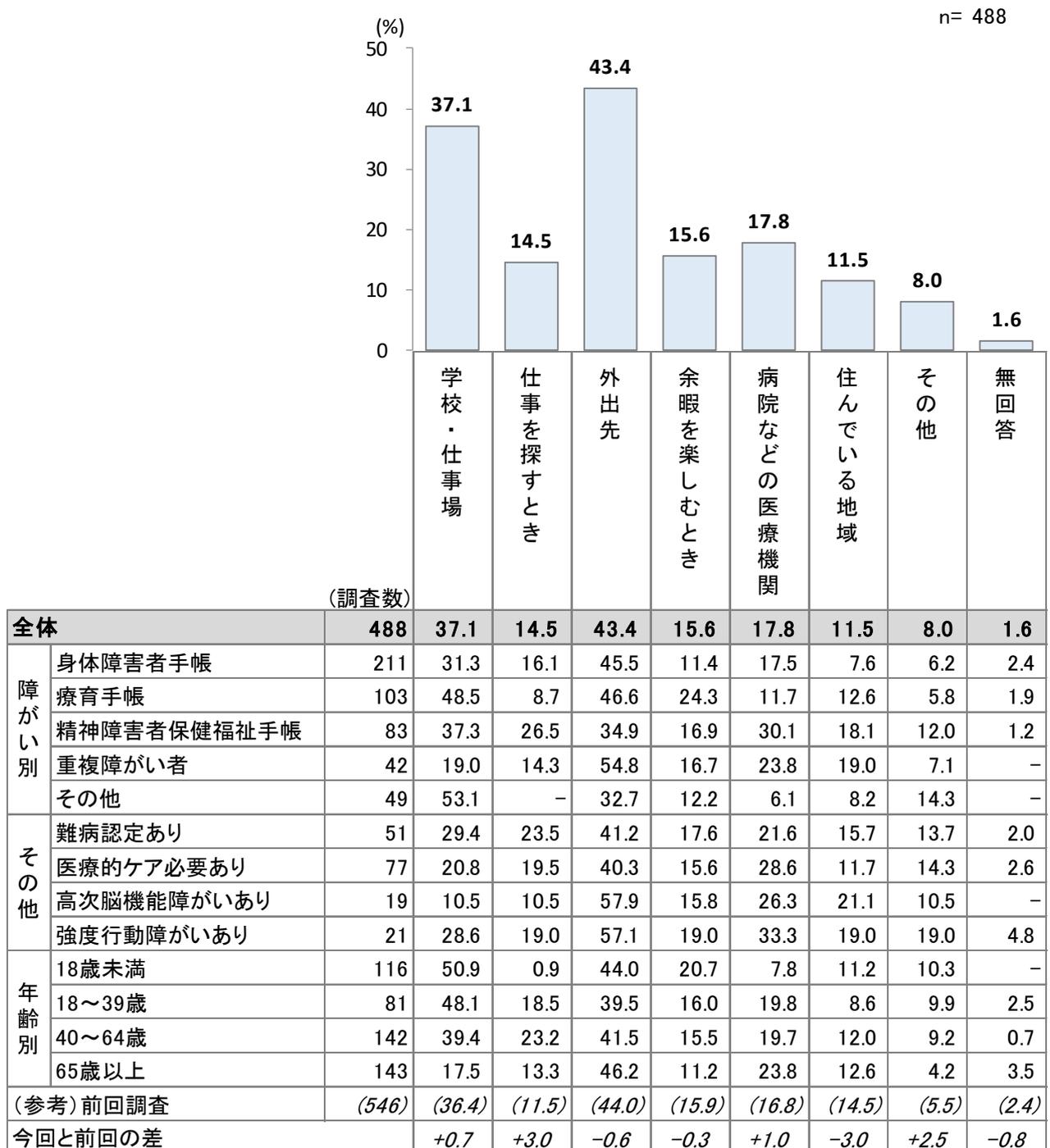
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある方に、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出先」が43.4%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.1%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では、「学校・仕事場」が48.5%、精神障害者保健福祉手帳では「仕事を探すとき」「病院などの医療機関」が各々26.5%、30.1%、重複障がい者では「外出先」が54.8%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「病院などの医療機関」が33.3%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、39歳未満では「学校・仕事場」が50%前後となっています。

図表 21 どのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答



(2) 生活環境・防災

【回答条件：外出される方】

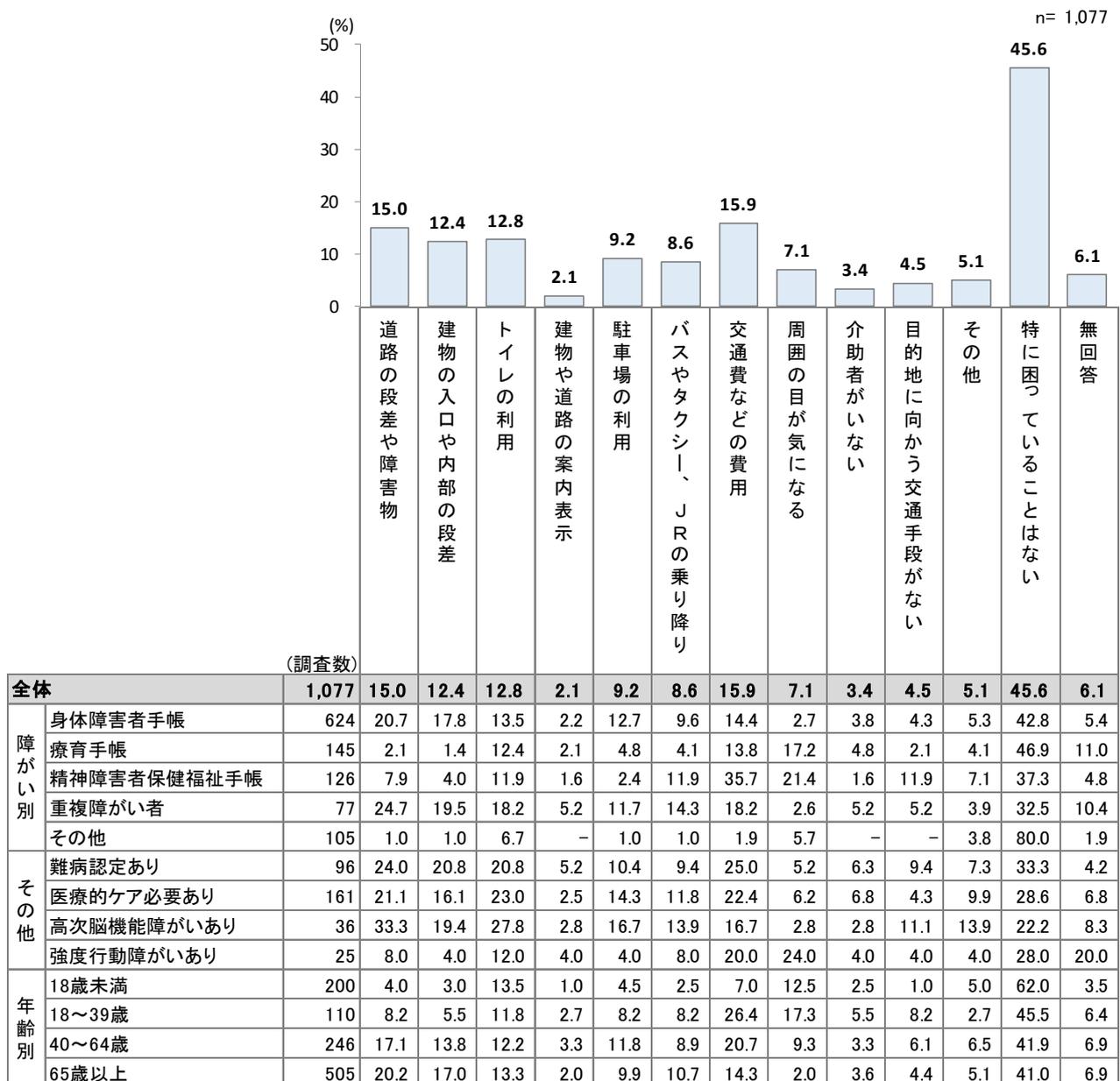
外出の際に困っていることとしては、「交通費などの費用」が15.9%、次いで「道路の段差や障害物」が15.0%、「トイレの利用」が12.8%、「建物の入口や内部の段差」が12.4%となっています。一方、「特に困っていることはない」と回答した人は45.6%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「交通費などの費用」が35.7%、「周囲の目が気になる」が21.4%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、高次脳機能障がいありでは「道路の段差や障害物」が33.3%、「トイレの利用」が27.8%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、高齢層ほど「道路の段差や障害物」「建物の入口や内部の段差」の割合が高くなっています。

図表 22 外出の際に困っていること ※複数回答



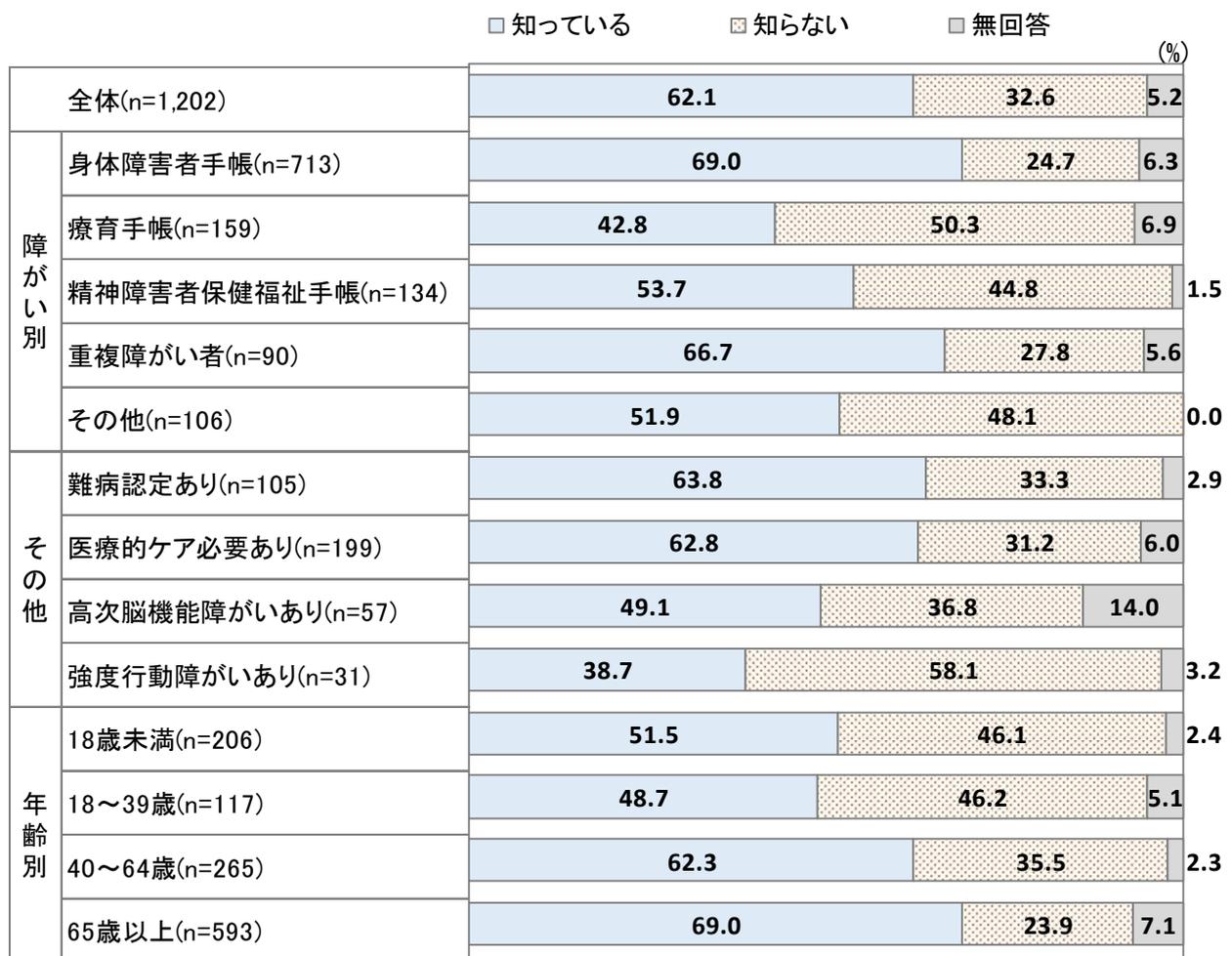
地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知については、「知っている」が62.1%、「知らない」が32.6%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では「知っている」が42.8%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「知っている」が38.7%と他の要因に比べ少なくなっています。

年齢別にみると、39歳以下では「知っている」が50%前後と40歳以上に比べ低くなっています。

図表 23 地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知



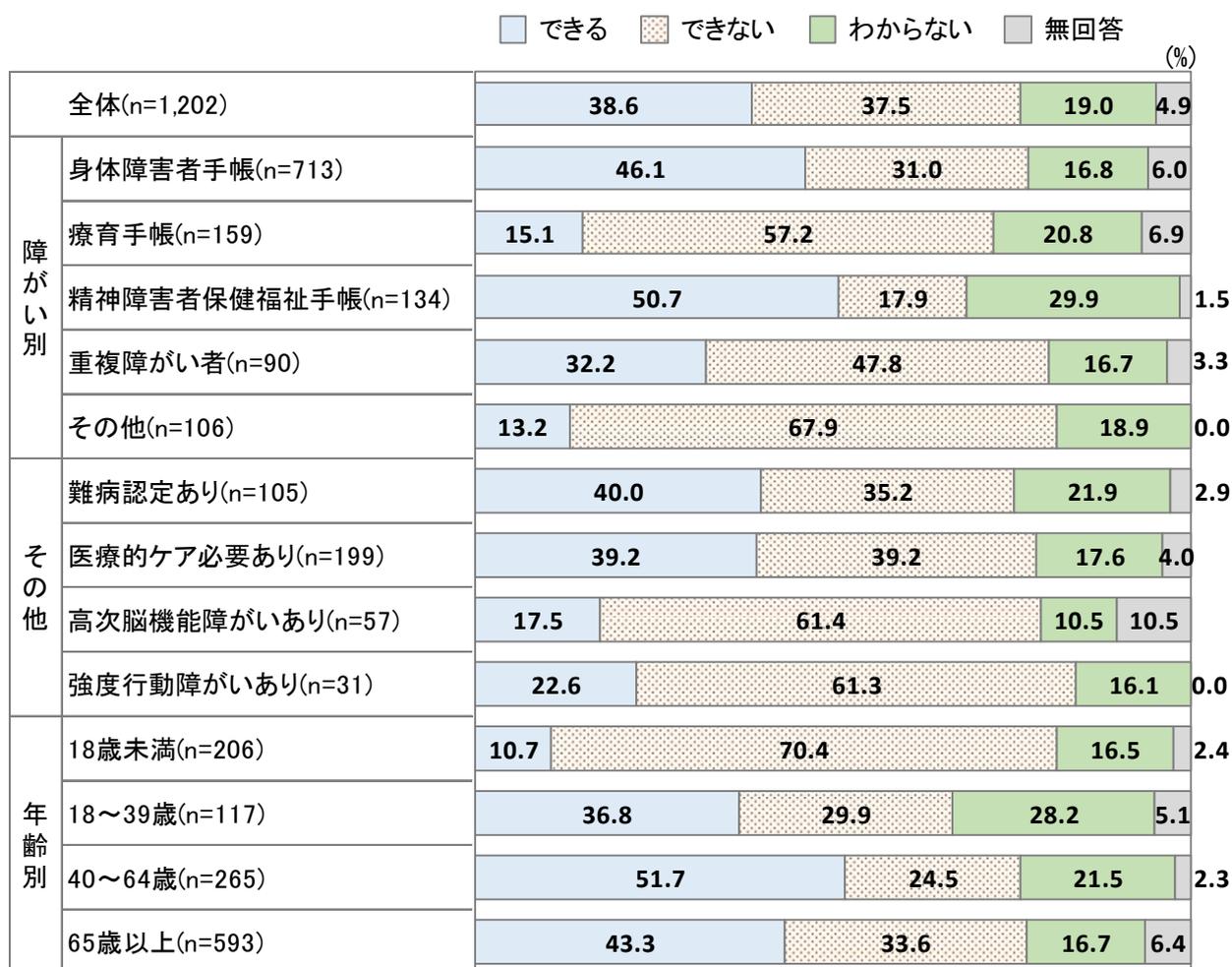
災害が発生したとき一人で避難できるかについては、「できる」が 38.6%、「できない」は 37.5%、「わからない」が 19.0%となっています。

障がい別にみると、療育手帳、その他では「できない」が過半数を占めています。

その他の要因別にみると、高次脳機能障がいあり、強度行動障がいありでは「できない」が 60%以上となっています。

年齢別にみると、18歳未満では「できない」が 70.4%と 18歳以上に比べ多くなっています。

図表 24 災害が発生したとき、一人で避難できるか



【回答条件：災害時の避難に不安がある方】

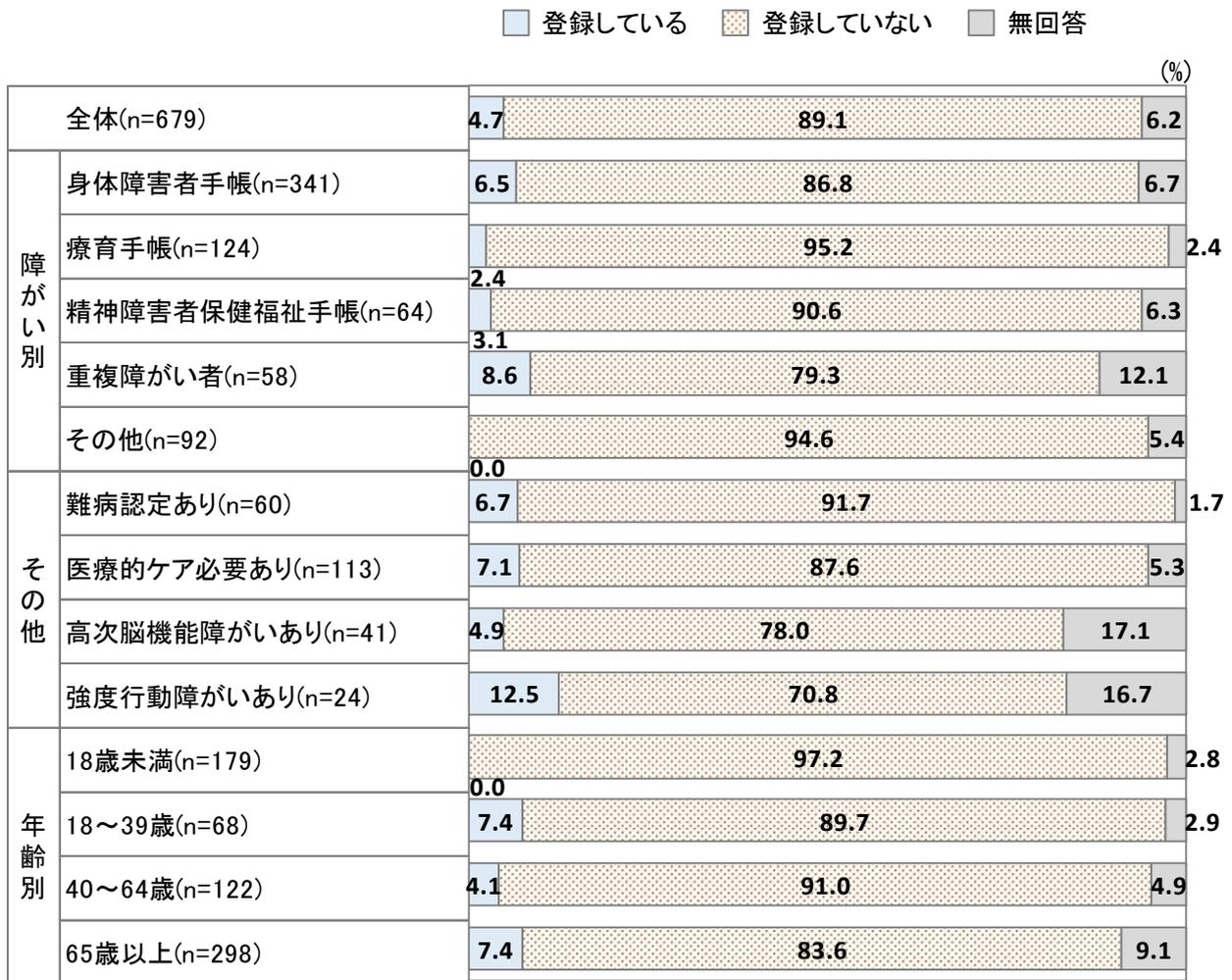
「避難行動要支援者名簿」への登録については、「登録している」が 4.7%、「登録していない」が 89.1%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者では「登録している」が 8.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「登録している」が 12.5%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「登録している」が皆無となっています。

図表 25 「避難行動要支援者名簿」への登録をしているか



(3) 生活支援

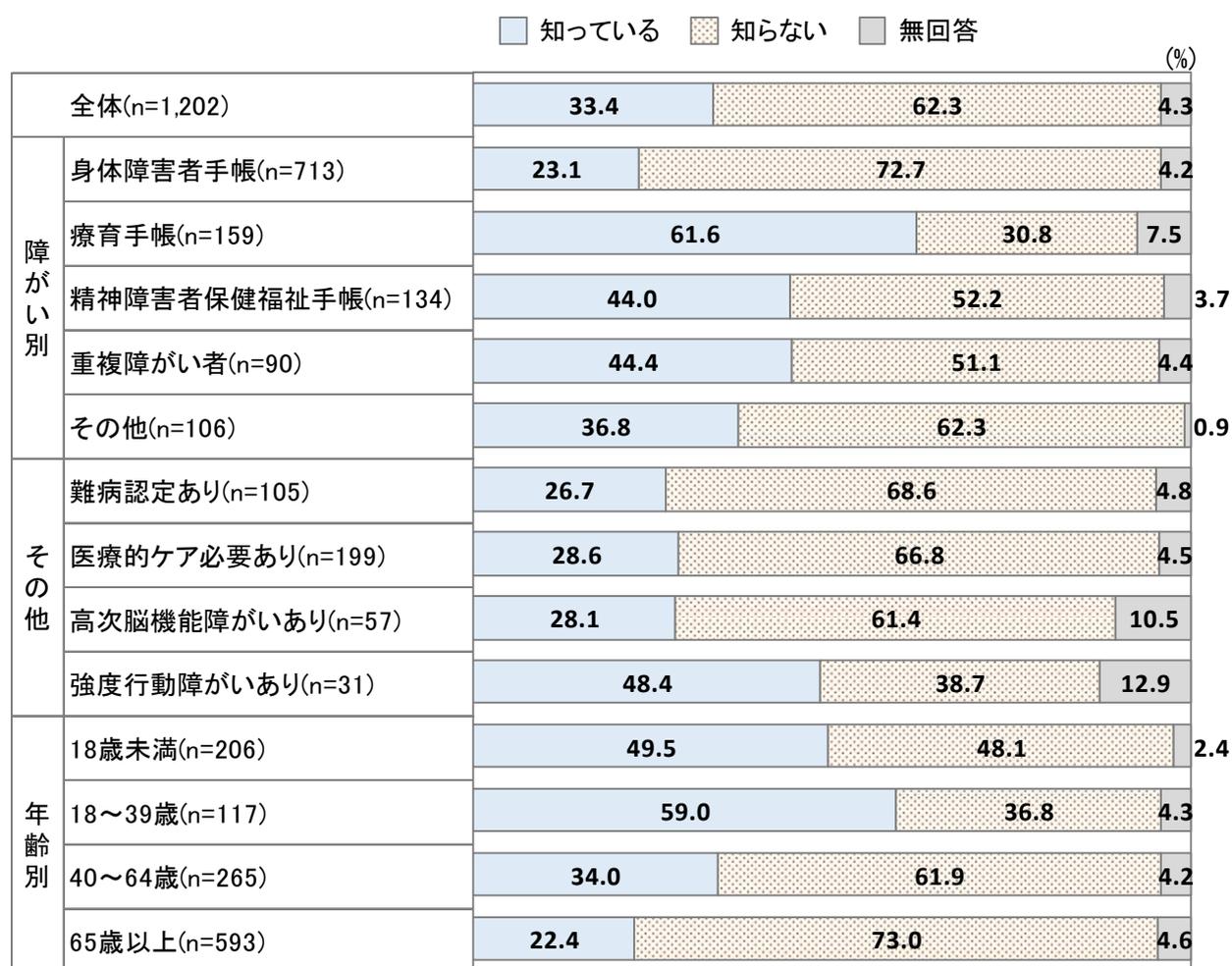
「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちつぶ）」の認知については、「知っている」が33.4%、「知らない」が62.3%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「知っている」が23.1%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「知っている」が48.4%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、65歳以上では「知っている」が22.4%と64歳以下に比べ少なくなっています。

図表 26 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちつぶ)」の認知



【回答条件：千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)を知っている方】

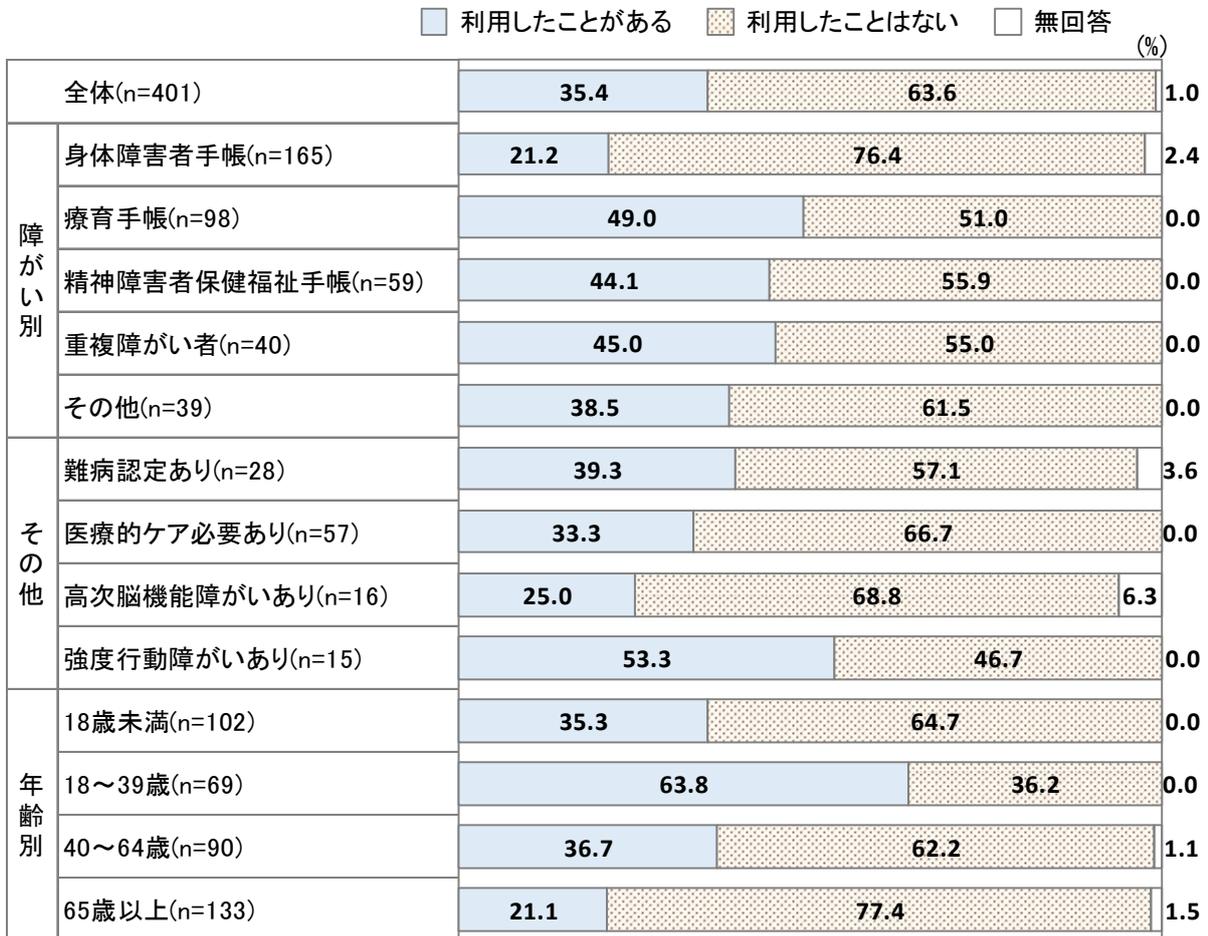
「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の利用については、「利用したことがある」が35.4%、「利用したことはない」が63.6%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「利用したことがある」が21.2%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「利用したことがある」が53.3%と他の要因に比べ多くなっています。

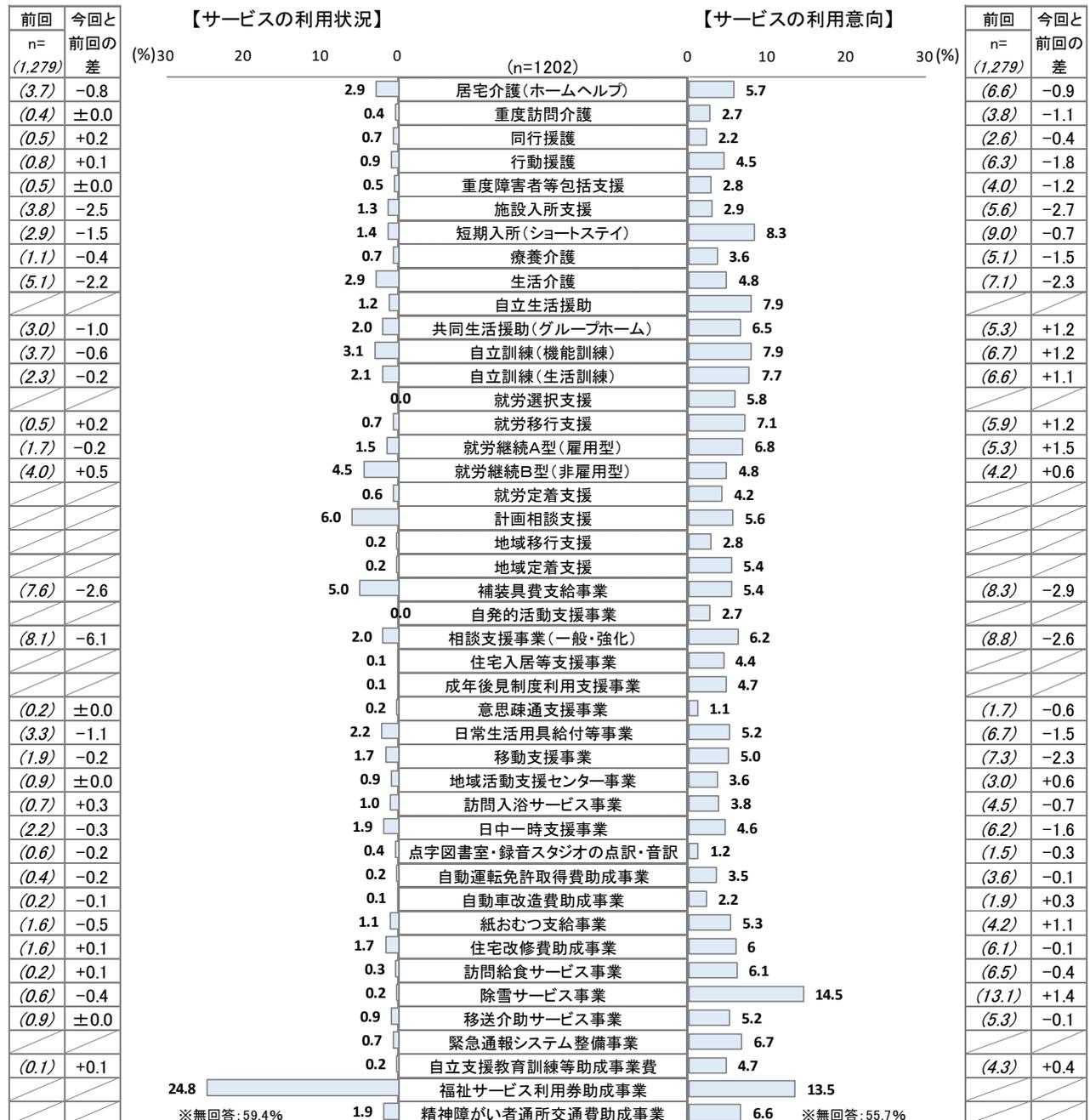
年齢別にみると、65歳以上では「利用したことがある」は21.1%と64歳以下に比べ少なくなっています。

図表 27 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」の利用の有無



現在利用しているサービスは「福祉サービス利用券助成事業」が24.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が6.0%、「補装具費支給事業」が5.0%、「就労継続B型(非雇用型)」が4.5%となっています。今後利用したいサービスは、「除雪サービス事業」が14.5%で最も多く、次いで「福祉サービス利用券助成事業」が13.5%となっています。

図表 28 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

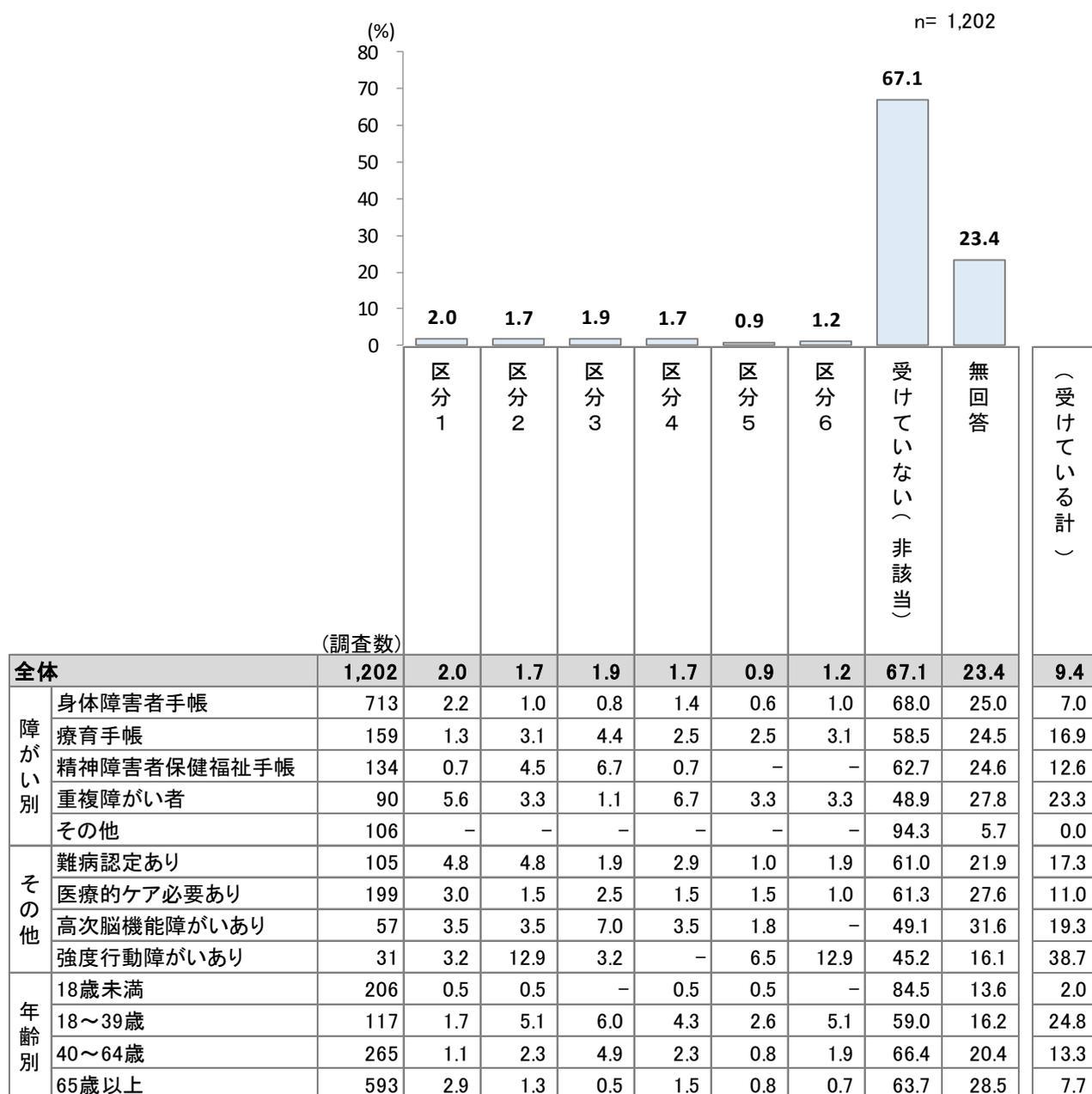
障害者総合支援法における「障害支援区分」の認定については、「区分1」2.0%、「区分2」1.7%、「区分3」1.9%、「区分4」1.7%、「区分5」0.9%、「区分6」1.2%となっており、合わせた<受けている計>は9.4%となっています。

障がい別に<受けている計>をみると、重複障がい者では23.3%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<受けている計>をみると、強度行動障がいありでは38.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<受けている計>をみると、18～39歳では24.8%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 29 「障がい支援区分」の認定を受けているか



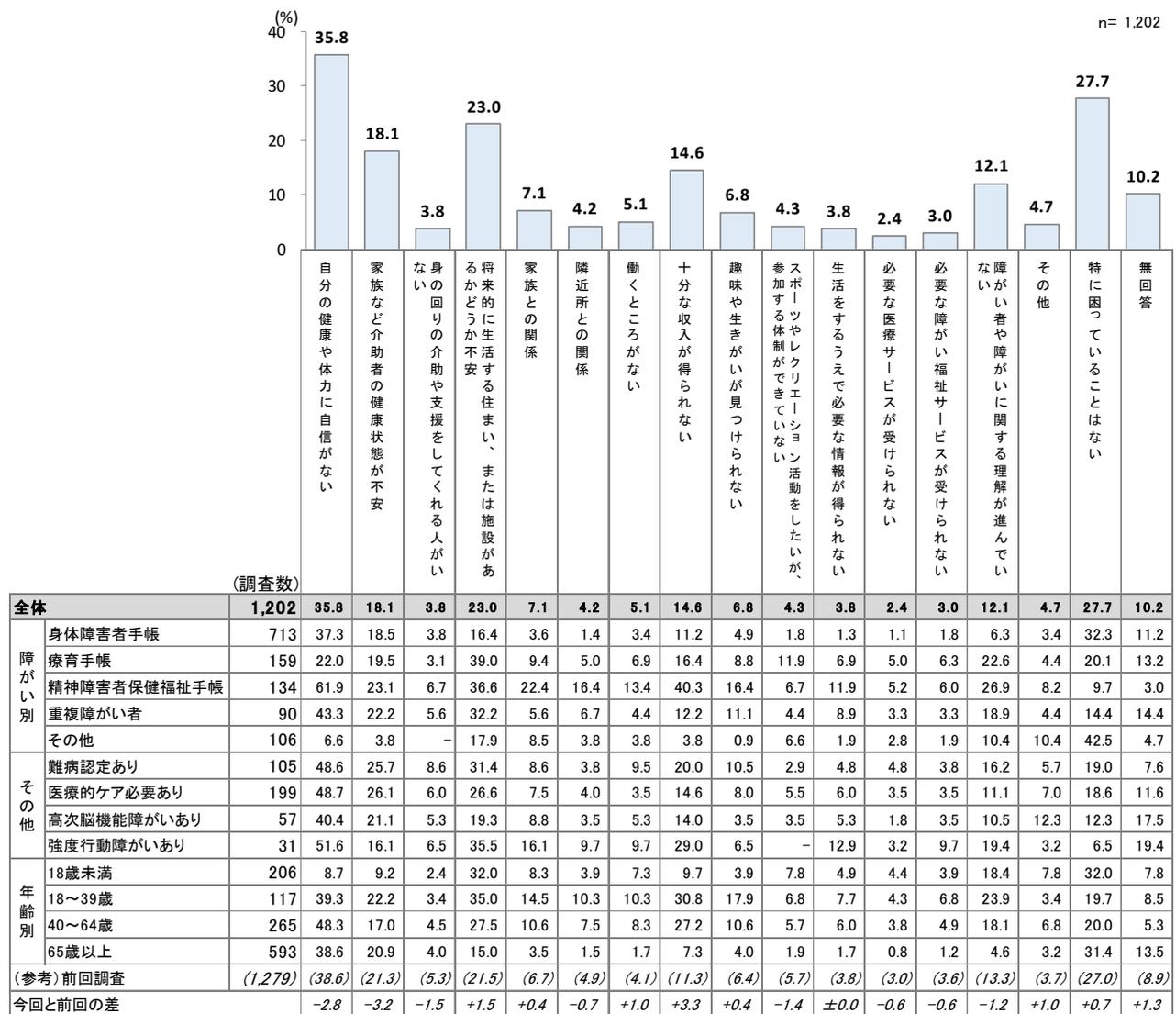
現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が35.8%で最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が23.0%、「家族など介助者の健康状態が不安」が18.1%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「自分の健康や体力に自信がない」が61.9%、「十分な収入が得られない」が40.3%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「自分の健康や体力に自信がない」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「十分な収入が得られない」が各々51.6%、35.5%、29.0%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18～39歳、40～64歳では「十分な収入が得られない」が各々30.8%、27.2%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 30 現在の生活で困っていることや不安に思っていること ※複数回答



(4) コミュニケーション

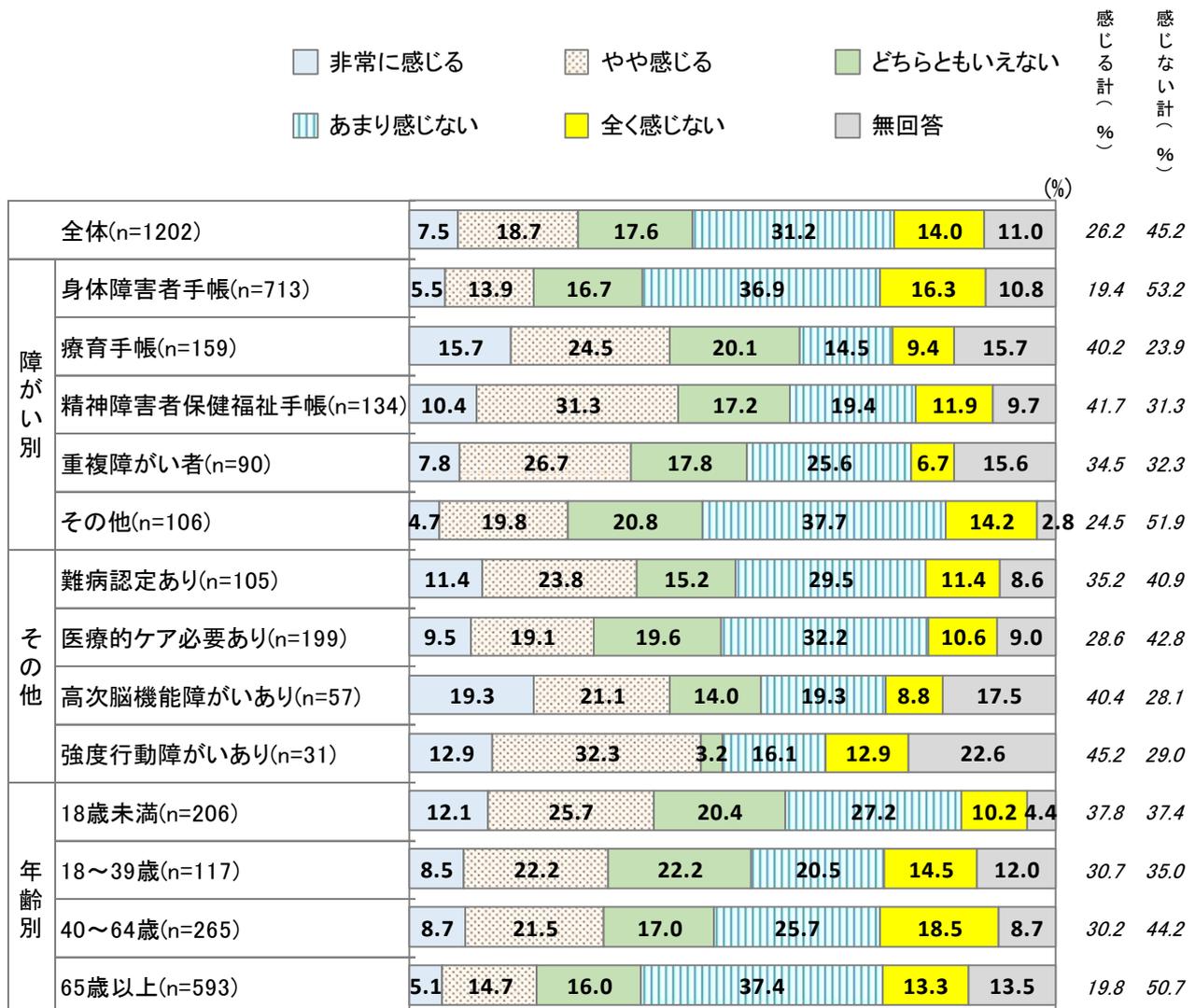
普段の生活における情報の取得や利用、コミュニケーションに対する困難については、「非常に感じる」が7.5%、「やや感じる」は18.7%、合わせた<感じる計>は26.2%となっています。一方、「あまり感じない」は31.2%、「全く感じない」14.0%を合わせた<感じない計>は45.2%となっています。

障がい別に<感じる計>をみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では40%以上と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<感じる計>をみると、高次脳機能障がいあり、強度行動障がいありでは<感じる計>が40%以上と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<感じる計>をみると、若年層ほど多くなっています。

図表 31 コミュニケーションに関して困難を感じることもあるか



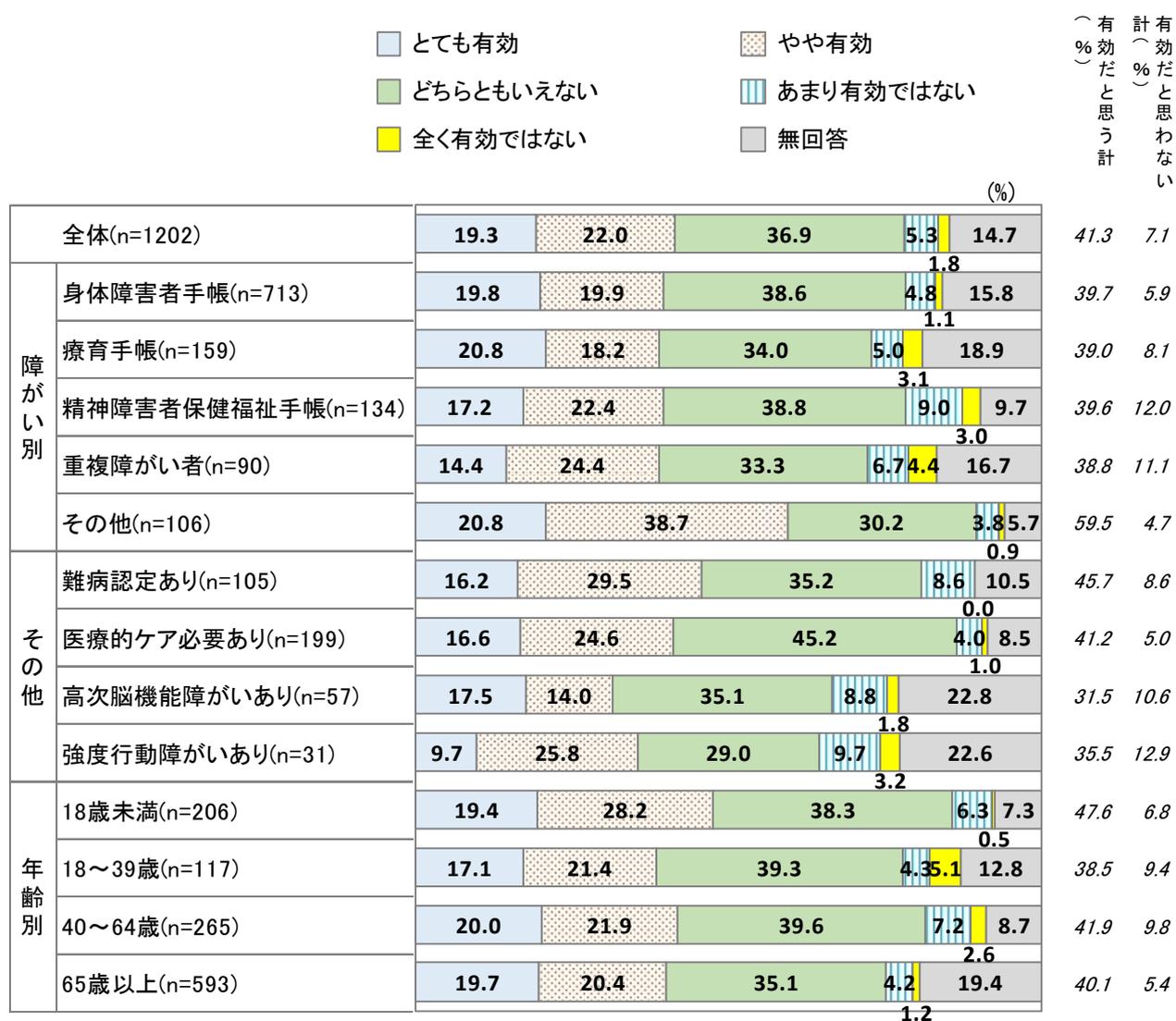
情報の取得や利用、コミュニケーションに関する困難の解消のために、市町村がコミュニケーション条例を制定することが有効と思うかについては、「とても有効」が19.3%、「やや有効」は22.0%、合わせた<有効だと思う計>は41.3%となっています。一方、「あまり有効ではない」は5.3%、「全く有効ではない」は1.8%となっており、合わせた<有効だと思わない計>は7.1%となっています。

障がい別に<有効だと思う計>をみると、その他では59.5%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<有効だと思う計>をみると、難病認定ありでは45.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<有効だと思う計>をみると、18歳未満では47.6%と18歳以上に比べ多くなっています。

図表 32 コミュニケーション条例を制定することが有効か

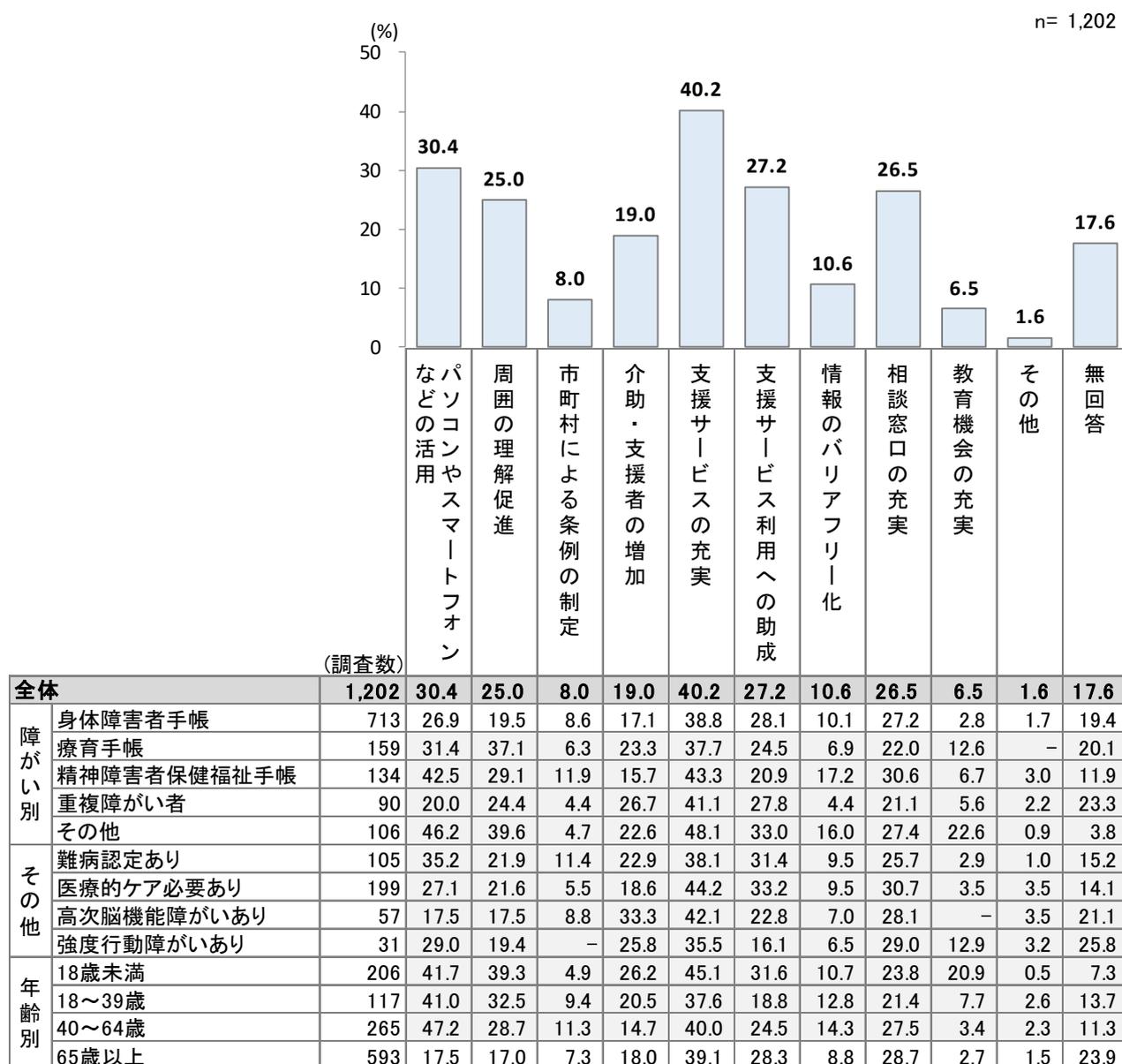


障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションをとるために必要だと思うことについては、「支援サービスの充実」が40.2%で最も多く、次いで「パソコンやスマートフォンなどの活用」が30.4%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳、その他では「パソコンやスマートフォンなどの活用」が40%以上、療育手帳、その他では「周囲の理解促進」が30%以上と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、難病認定ありでは「パソコンやスマートフォンなどの活用」が35.2%、高次脳機能障がいありでは「介助・支援者の増加」が33.3%と他の要因に比べ多くなっています。

図表 33 障がいのある人がコミュニケーションをとるために必要なこと



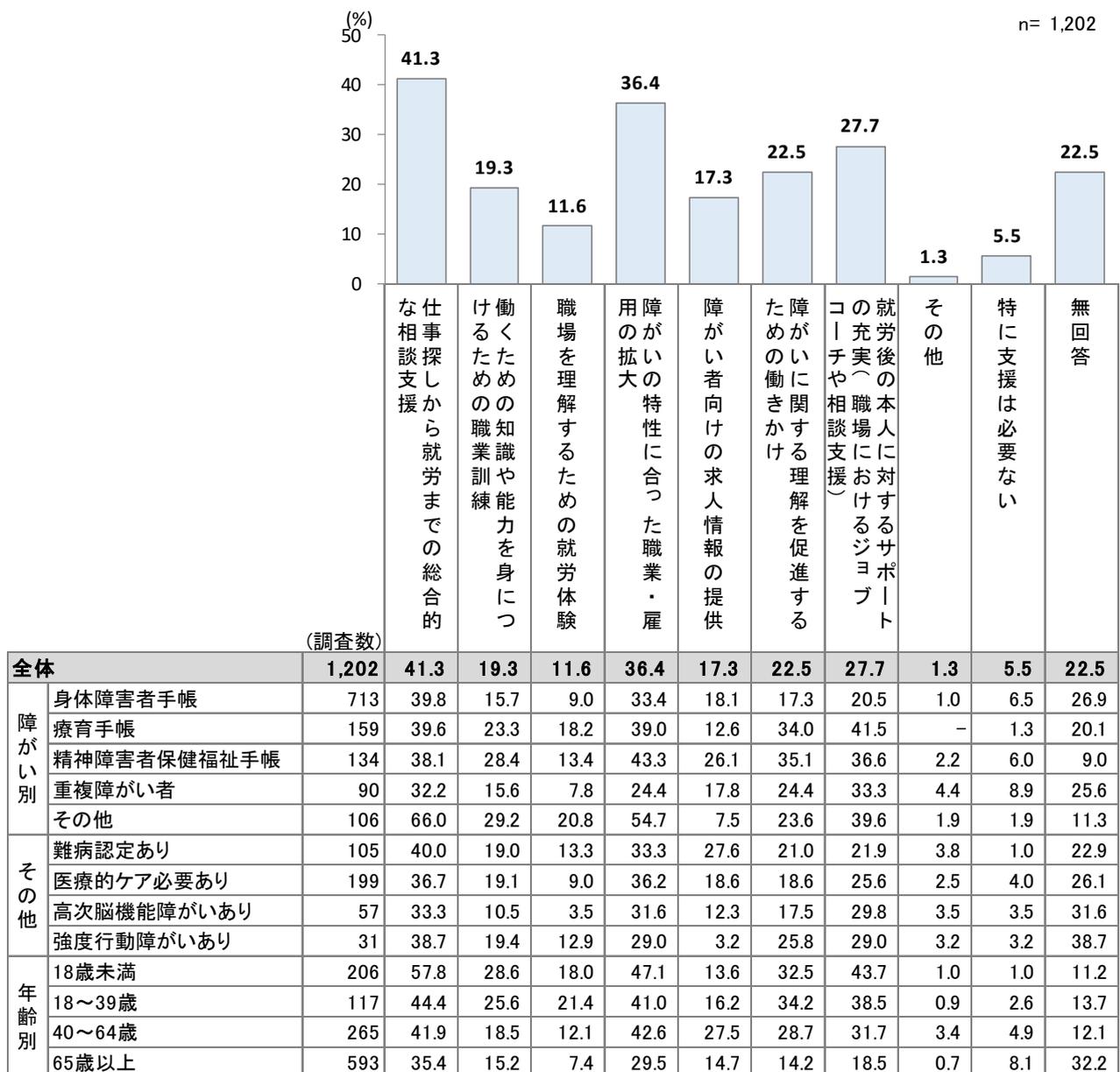
(5) 就労

一般就労に必要な支援については、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 41.3% で最も多く、次いで「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 36.4%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が 27.7%となっています。

障がい別にみると、その他では「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 66.0%、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 54.7%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 57.8%、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 47.1%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が 43.7%と 18歳以上に比べ多くなっています。

図表 34 障がいのある人が一般就労するために必要なこと

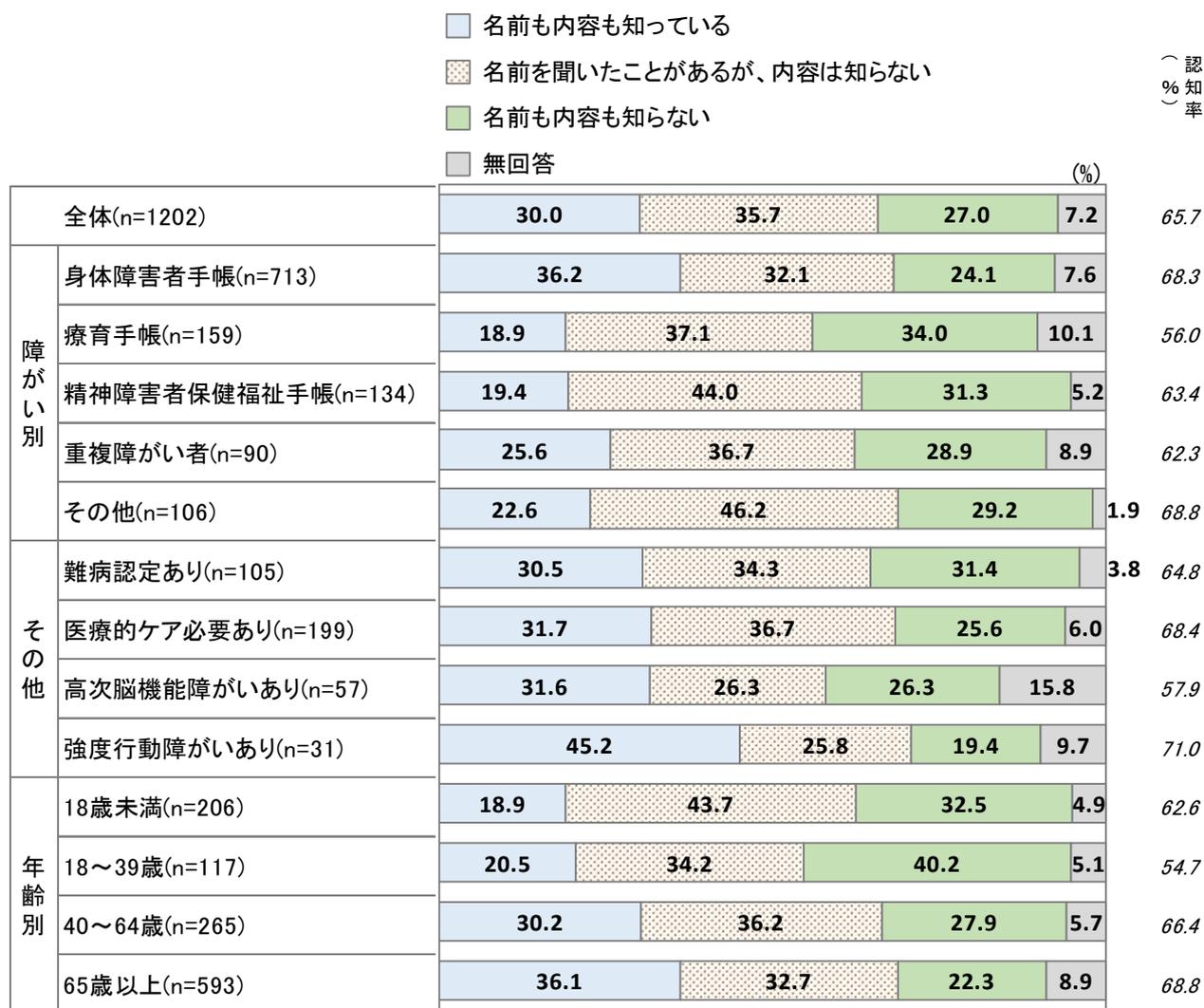


【回答条件：就労支援施設等に通っている、もしくは現在勤めている業種で働きたいと思っていない、もしくは仕事や通所での作業をしたいと考えている方】

農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」が48.8%と半数を占め、次いで「農福連携について知らないが、今後農作業等に取り組んでみたい」が13.3%、「農福連携について知っているが、今後農作業等に取り組むつもりはない」が12.7%となっています。“知っている”を合わせた<認知率>は25.3%、“取り組んでいる”と“取り組んでみたい”を合わせた<取組意向>は25.9%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では<認知率> <取組意向>ともに30.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

図表 35 農福連携について



(6) 地域における共生

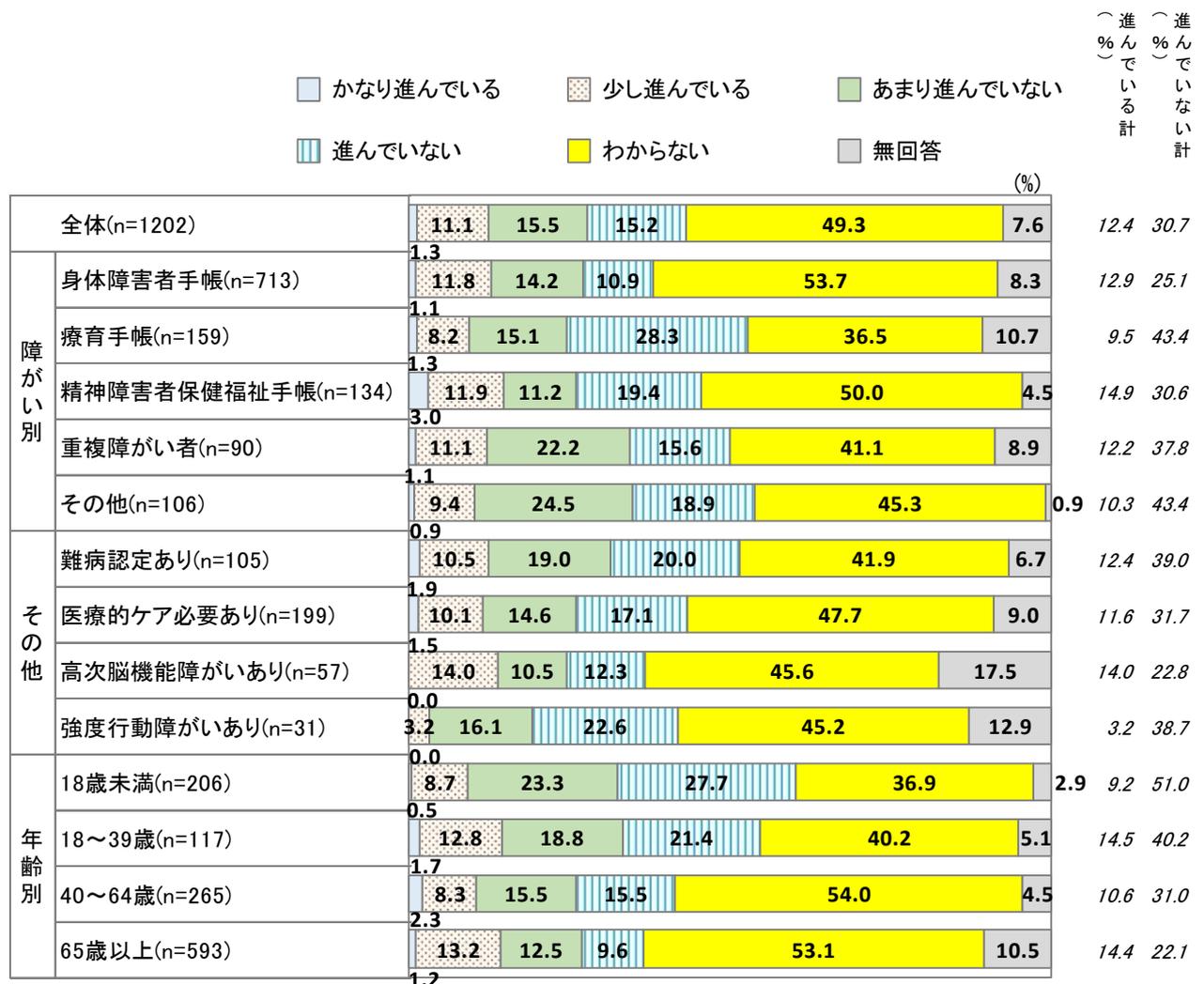
身近な地域における共生がどの程度進んでいるかについては、「かなり進んでいる」1.3%、「少し進んでいる」11.1%を合わせた<進んでいる計>は12.4%、一方、「あまり進んでいない」15.5%、「進んでいない」15.2%を合わせた<進んでいない計>は30.7%となっています。

障がい別に<進んでいない計>をみると、療育手帳、その他では各々43.4%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<進んでいない計>をみると、難病認定あり、強度行動障がいありでは40%弱と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<進んでいない計>をみると、若年層ほど多くなっています。

図表 36 地域における共生がどの程度進んでいるか



障がいがある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が31.4%で最も多く、次いで「経済的負担の軽減」が22.9%、「医療体制の充実」が18.6%となっています。

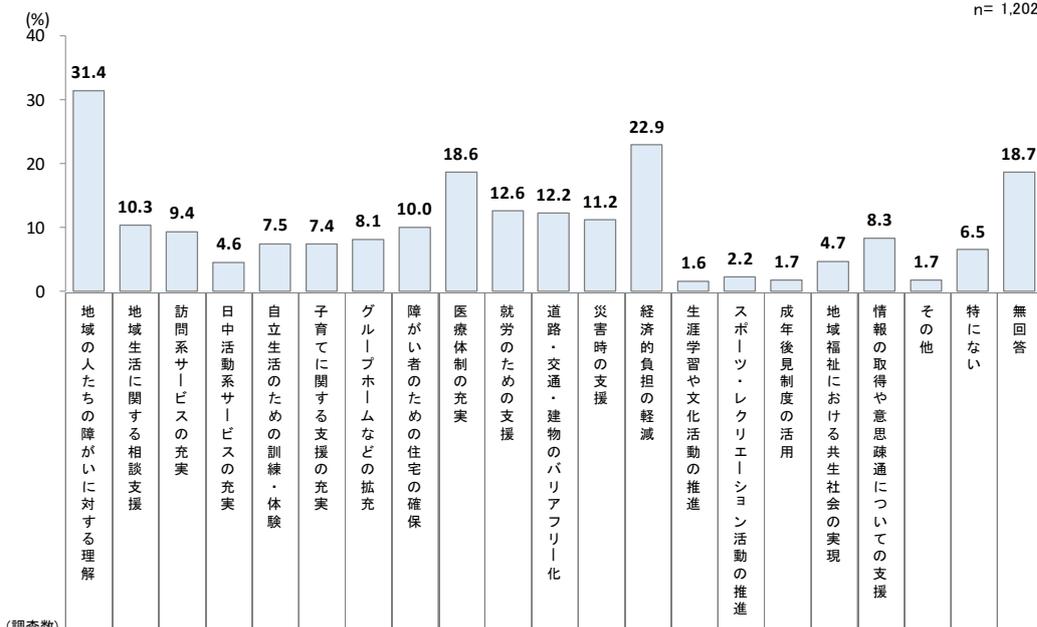
障がい別にみると、全ての障がい種別で「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっています。また、その他では「地域の人たちの障がいに対する理解」が52.8%、「子育てに関する支援の充実」が40.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、医療的ケア必要ありでは「医療体制の充実」が30.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、若年層ほど「地域の人たちの障がいに対する理解」が多くなっています。

図表 37 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと ※複数回答

n= 1,202



		(調査数)	31.4	10.3	9.4	4.6	7.5	7.4	8.1	10.0	18.6	12.6	12.2	11.2	22.9	1.6	2.2	1.7	4.7	8.3	1.7	6.5	18.7
全体		1,202																					
障がい別	身体障害者手帳	713	27.6	9.1	11.6	3.4	6.0	2.5	6.9	9.0	19.1	7.4	16.7	13.2	21.7	1.5	2.0	0.7	4.6	7.3	1.5	8.4	19.5
	療育手帳	159	37.7	10.7	4.4	8.2	8.2	14.5	13.8	10.7	10.1	23.9	3.1	6.9	18.2	-	4.4	3.8	5.7	10.1	1.9	4.4	22.0
	精神障害者保健福祉手帳	134	31.3	13.4	5.2	5.2	9.7	2.2	7.5	17.2	15.7	20.9	8.2	8.2	32.8	3.0	3.0	2.2	3.7	14.9	2.2	3.0	17.9
	重複障がい者	90	25.6	8.9	15.6	4.4	5.6	2.2	14.4	12.2	24.4	8.9	8.9	14.4	20.0	2.2	-	6.7	4.4	2.2	1.1	4.4	25.6
	その他	106	52.8	15.1	1.9	6.6	15.1	40.6	2.8	4.7	26.4	23.6	3.8	5.7	27.4	1.9	0.9	0.9	4.7	9.4	1.9	2.8	3.8
その他	難病認定あり	105	22.9	11.4	15.2	5.7	7.6	2.9	5.7	16.2	23.8	18.1	15.2	14.3	22.9	-	1.9	1.9	1.9	8.6	3.8	1.9	17.1
	医療的ケア必要あり	199	28.6	8.0	16.6	6.0	6.0	2.5	8.0	10.6	30.7	8.5	14.6	15.1	26.6	0.5	1.0	1.5	5.0	6.0	1.0	7.0	16.6
	高次脳機能障がいあり	57	26.3	5.3	7.0	8.8	7.0	1.8	8.8	3.5	22.8	8.8	14.0	14.0	22.8	1.8	-	3.5	5.3	1.8	3.5	5.3	26.3
	強度行動障がいあり	31	29.0	6.5	9.7	6.5	3.2	3.2	12.9	16.1	12.9	12.9	9.7	9.7	25.8	6.5	-	3.2	3.2	9.7	3.2	9.7	19.4
年齢別	18歳未満	206	46.1	13.6	4.9	6.8	13.1	30.1	8.3	7.3	22.3	26.7	4.9	5.3	26.2	1.5	2.4	2.9	4.9	9.2	2.4	2.4	7.8
	18～39歳	117	34.2	13.7	6.0	11.1	12.8	6.0	13.7	12.0	15.4	23.1	5.1	3.4	29.9	1.7	6.8	-	6.0	12.0	-	3.4	15.4
	40～64歳	265	32.1	8.7	6.4	3.8	7.5	4.2	5.7	17.0	16.2	18.1	13.2	12.5	29.8	1.5	2.3	2.3	3.8	8.3	3.4	7.2	17.4
	65歳以上	593	25.6	9.3	13.2	3.0	4.6	1.5	8.1	7.1	18.7	3.4	16.2	14.5	17.5	1.7	1.2	1.2	4.7	7.6	1.0	8.4	22.9
(参考) 前回調査		(1,279)	(39.6)	(11.8)	(9.4)	(4.6)	(7.8)	(6.4)	(9.6)	(11.6)	(20.3)	(14.7)	(15.6)	(16.5)	(22.8)	(2.0)	(2.9)	(2.3)	(8.6)		(1.7)	(6.9)	(14.9)
今回と前回の差			-8.2	-1.5	±0.0	±0.0	-0.3	+1.0	-1.5	-1.6	-1.7	-2.1	-3.4	-5.3	+0.1	-0.4	-0.7	-0.6	-3.9		±0.0	-0.4	+3.8

※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

3 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）

※障がい当事者アンケート(1,202名)のうち、18歳未満(206名)に絞り込んで集計を行いました。

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」、「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

■調査対象者

18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を所持している人

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で654人、うち206人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は31.5%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 38 調査対象者数、回答数、回答率

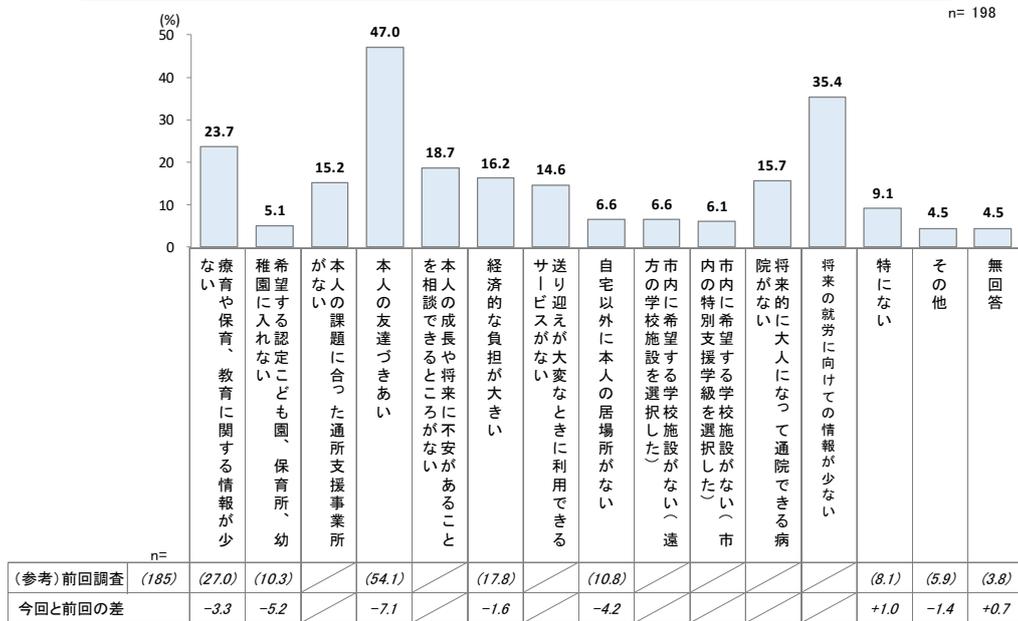
対象者数	回答者数	回答率
654人	206人	31.5%

(1) 障がいがあることへの不安

障がいがあることによって不安を感じていることについては、「本人の友達づきあい」が47.0%で最も多く、次いで「将来の就労に向けての情報が少ない」が35.4%、「療育や保育、教育に関する情報が少ない」が23.7%となっています。

回答条件：今回の調査は18歳未満で未就学または通学中の方

図表 39 障がいがあることにより、特に不安を感じていること ※複数回答

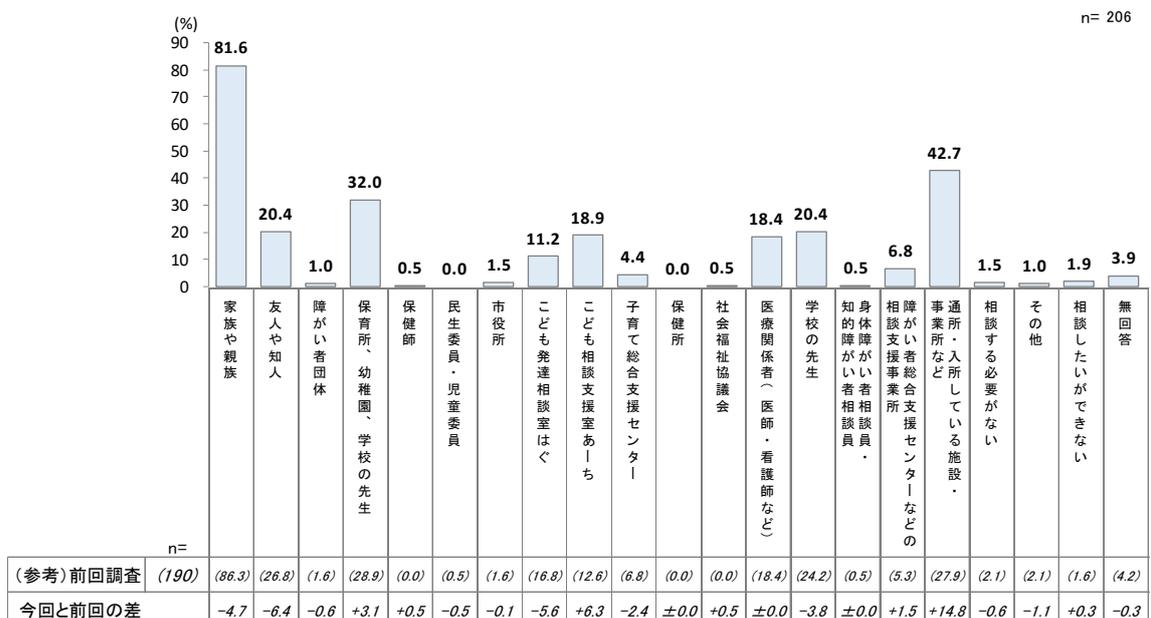


※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(2) 相談先について

相談ごとはだれにするかについては、「家族や親族」が81.6%で最も多く、次いで「通所・入所している施設・事業所など」が42.7%、「保育所、幼稚園、学校の先生」が32.0%となっています。

図表 40 相談ごとはだれにするか ※複数回答



※前回調査では「保育所、幼稚園、学校の先生」を「認定こども園、幼稚園、学校の先生」、「子ども発達相談室はぐ」を「子ども発達相談室」、「子ども相談支援室あーち」を「千歳市指定障害児相談支援事業所」として調査を行っている。

(3) 福祉サービス・福祉施策などについて

現在、利用している障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が58.3%で最も多く、次いで「児童発達支援」が32.5%、「障害児相談支援」が27.2%となっています。

今後、利用したい障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が27.2%で最も多く、次いで「障害児相談支援」が14.1%、「児童発達支援」が11.2%となっています。

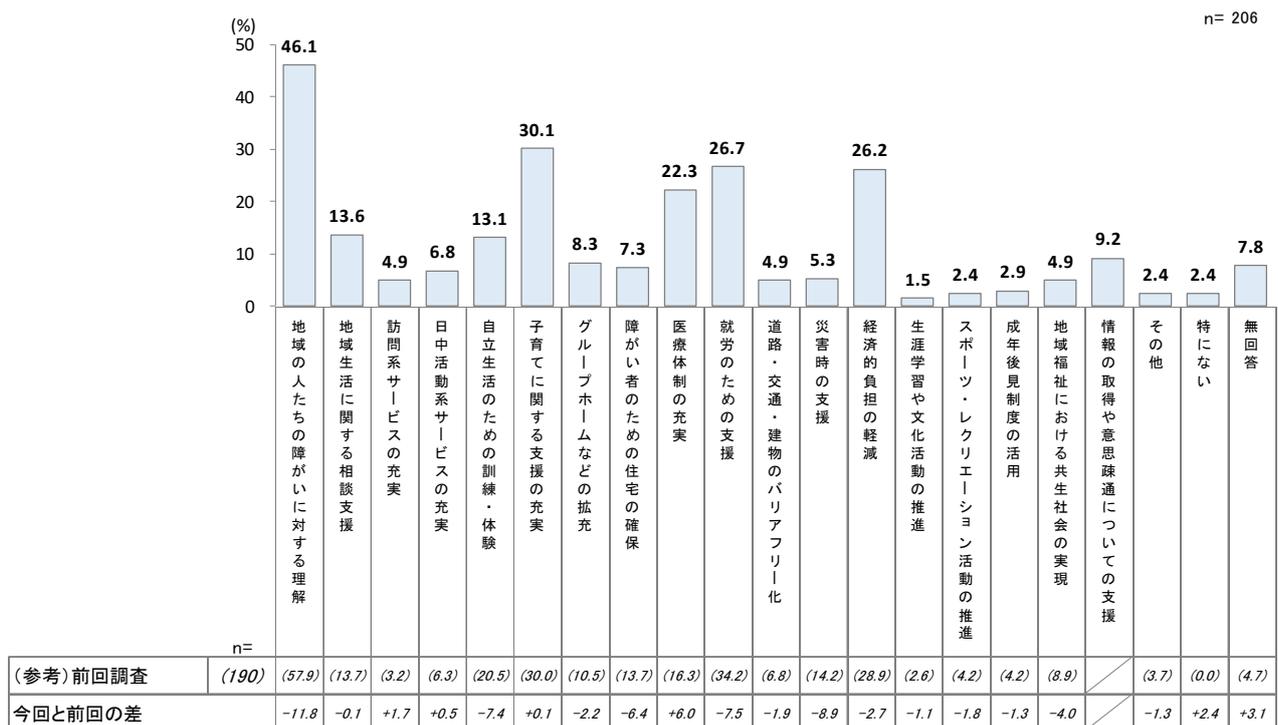
図表 41 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

障がいのある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が46.1%で最も多く、次いで「子育てに関する支援の充実」が30.1%、「就労のための支援」が26.7%、「経済的負担の軽減」が26.2%となっています。

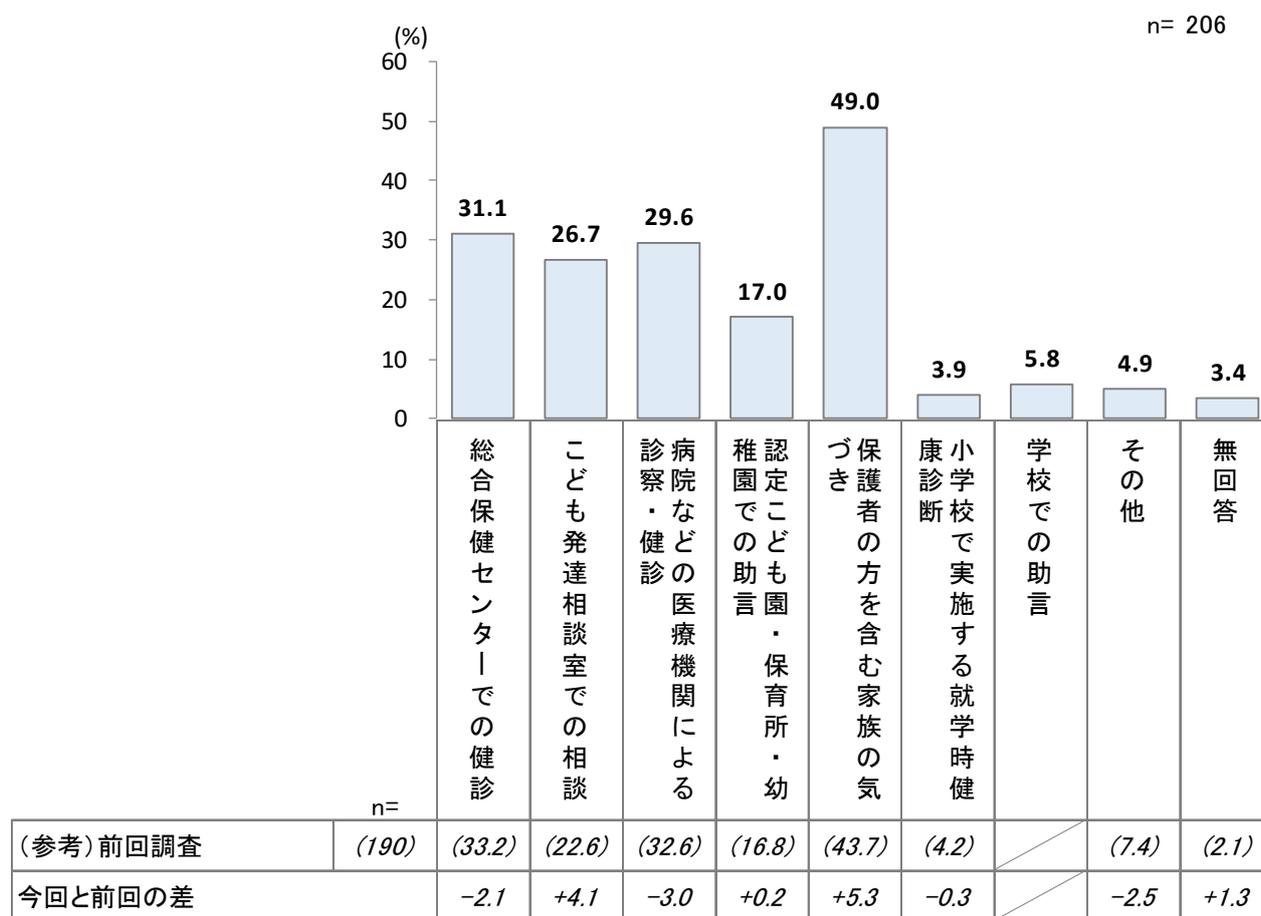
図表 42 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと ※複数回答



(4) 早期療育などについて

お子さんの発達課題や障がいに気づいたきっかけについては、「保護者の方を含む家族の気づき」が49.0%で最も多く、次いで「総合保健センターでの健診」が31.1%、「病院などの医療機関による診察・健診」が29.6%、「こども発達相談室での相談」が26.7%となっています。

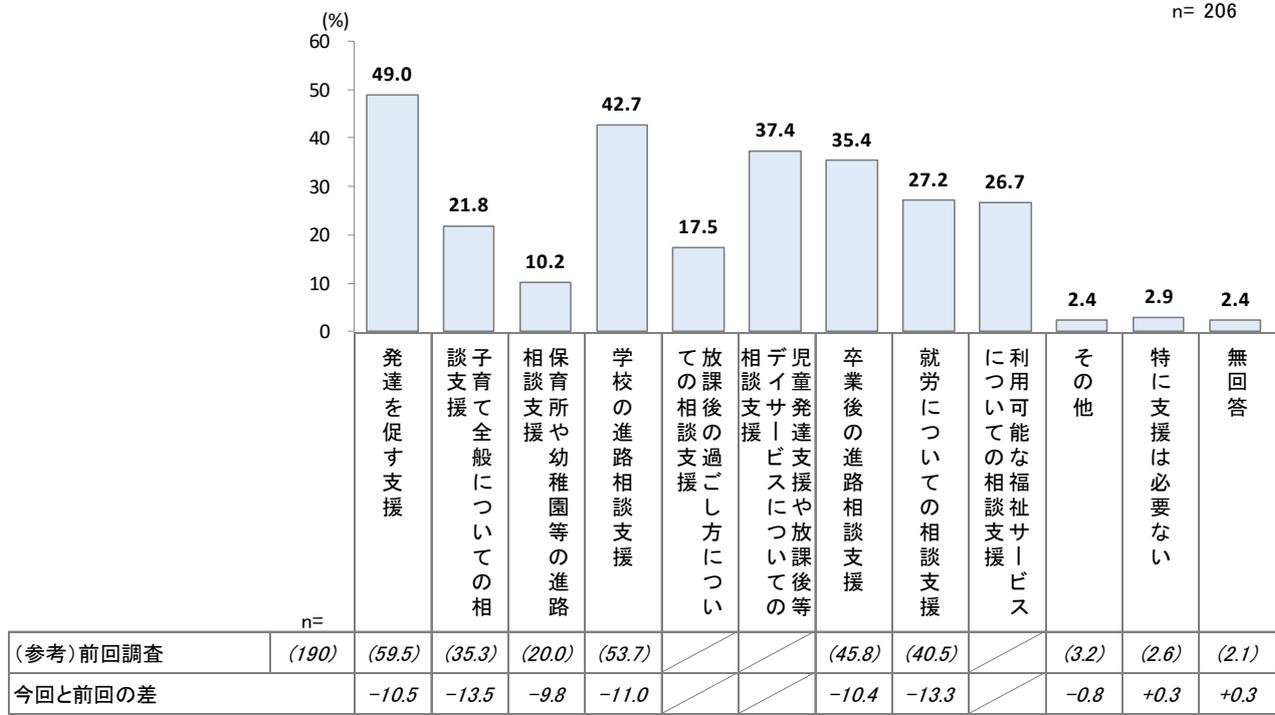
図表 43 お子さんの発達課題や障がい気づいたきっかけ ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

必要な支援については、「発達を促す支援」が 49.0%、次いで「学校の進路相談支援」が 42.7%、「児童発達支援や放課後等デイサービスについての相談支援」が 37.4%、「卒業後の進路相談支援」が 35.4%となっています。

図表 44 現在、必要な支援 ※複数回答

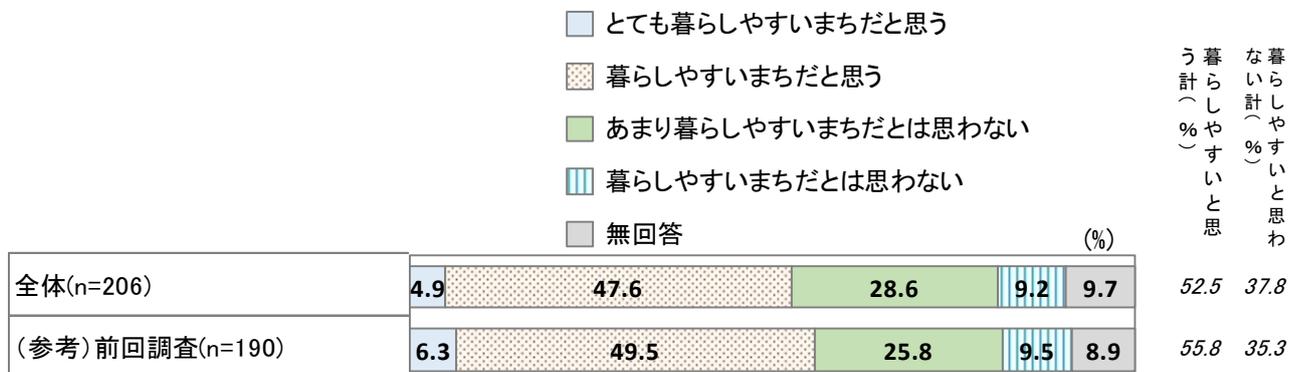


※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(5) 暮らしやすさや将来の生活

千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」4.9%、「暮らしやすいまちだと思う」47.6%を合わせた<暮らしやすいと思う計>は 52.5%（障がい者全体は 60.9%）、一方、「あまり暮らしやすいまちだと思わない」28.6%、「暮らしやすいまちだと思わない」9.2%を合わせた<暮らしやすいと思わない計>は 37.8%（障がい者全体は 19.4%）となっています。

図表 45 千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか



4 サービス提供事業所アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、障害福祉サービス提供事業所に対し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

■調査対象

市内の障害福祉サービス提供事業所

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象者事業所数は、全体で100事業所、うち40事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は40.0%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

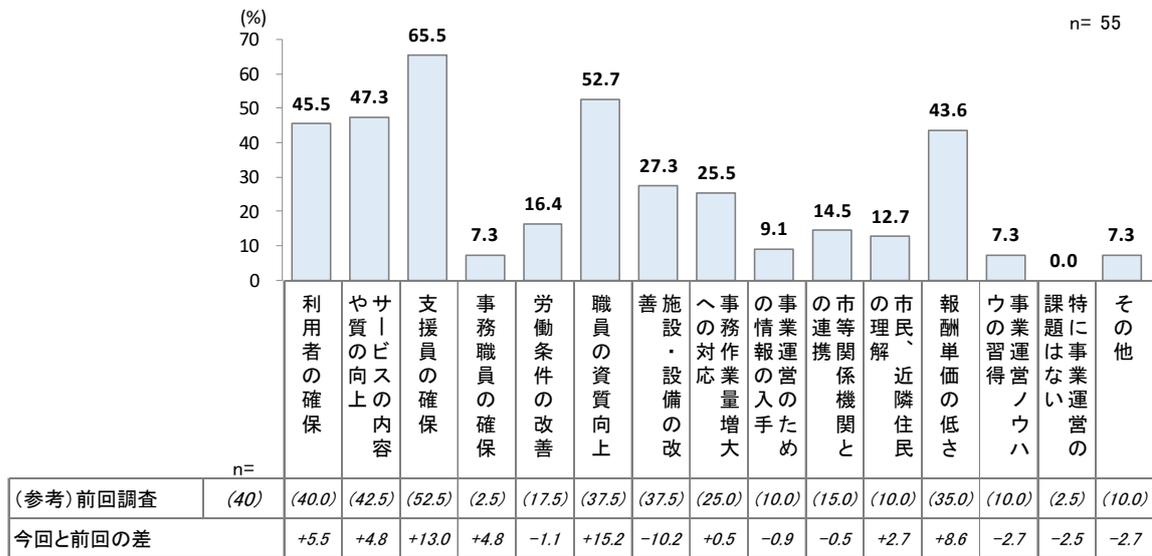
図表 46 調査対象数、回答数、回答率

対象事業所数	回答事業所数	回答率
100 事業所	40 事業所	40.0%

(1) 運営上の課題や支援

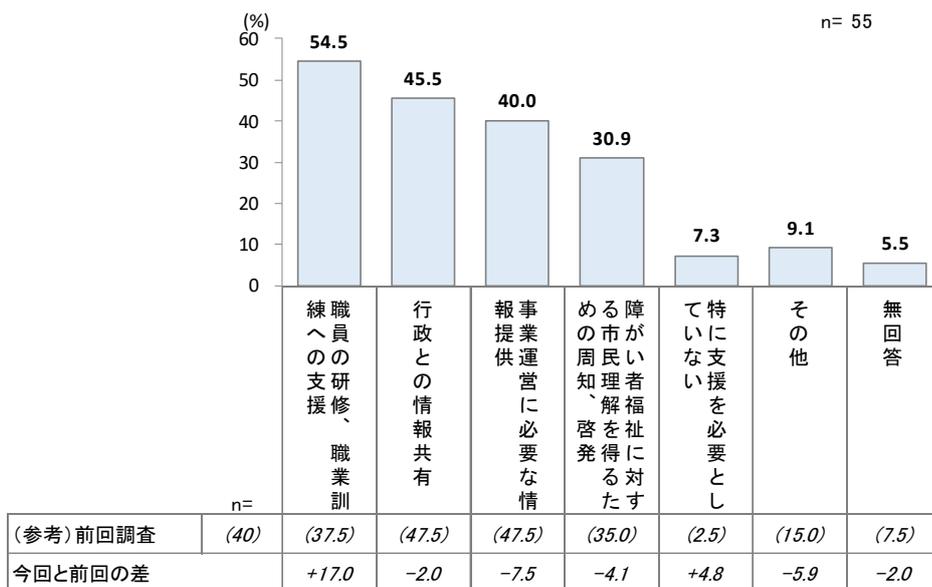
円滑な事業運営のために、改善したいと考えている運営上の課題について、「支援員の確保」が65.5%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が52.7%、「サービスの内容や質の向上」が47.3%となっています。

図表 47 改善したいと考えている運営上の課題 ※複数回答



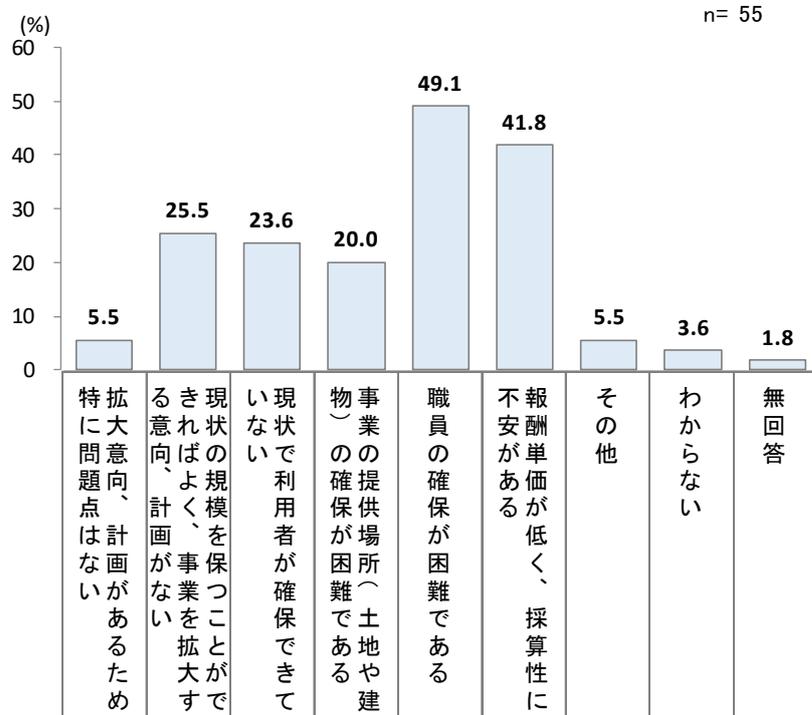
今後の事業運営に当たって、行政等の関係機関からどのような支援があればいいかについて、「職員の研修、職業訓練への支援」が54.5%、次いで「行政との情報共有」が45.5%、「事業運営に必要な情報提供」が40.0%となっています。

図表 48 行政等の関係機関からどのような支援があればいいか ※複数回答



定員増員や新規参入を計画する上で課題については、「職員の確保が困難である」が 49.1%で最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が 41.8%、「現状の規模を保つことができればよく、事業を拡大する意向、計画がない」が 25.5%となっています。

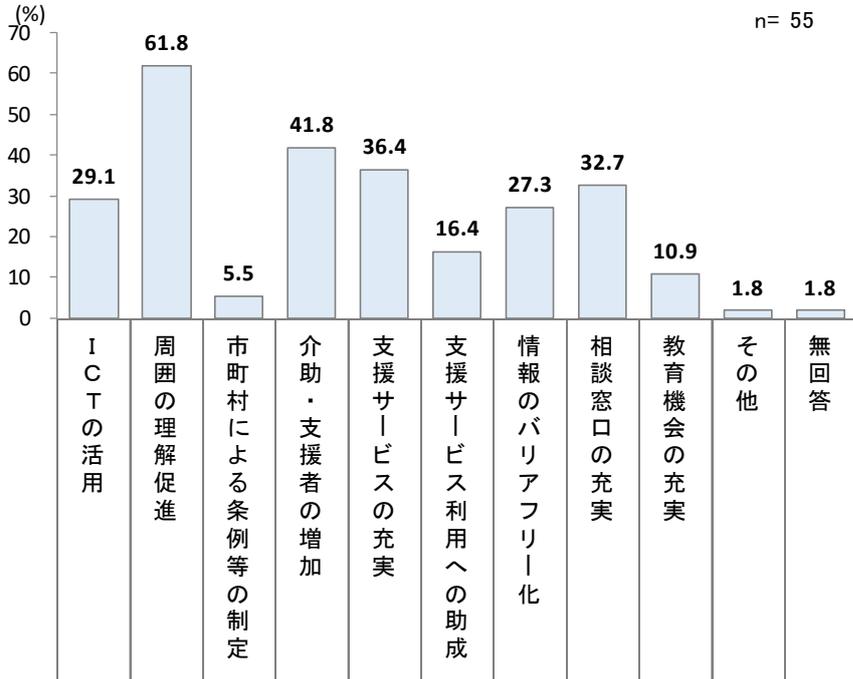
図表 49 定員増員や新規参入を計画する上で、課題について



(2) コミュニケーション

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションをとるためにどのようなことが必要だと思おうかについては、「周囲の理解促進」が 61.8%と最も多く、次いで「介助・支援者の増加」が 41.8%、「支援サービスの充実」が 36.4%となりました。

図表 50 障がい者がコミュニケーションをとるために必要なこと



5 企業等民間事業所アンケート調査結果

■ 調査の目的・内容

本調査は、「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」の策定に当たって、企業等民間事業所における障がい者雇用の状況等や今後の意向等を把握するために実施しました。

■ 調査対象

市内の企業等民間事業所300社（任意抽出）

■ 調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■ 調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■ 調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象事業所数は全体で300事業所、うち135事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は45.0%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 51 調査対象数、回答数、回答率

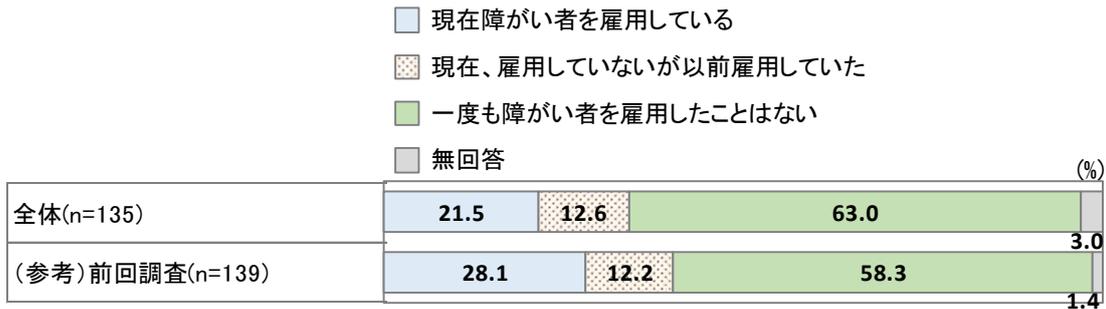
対象事業所数	回答事業所数	回答率
300 事業所	135 事業所	45.0%

(1) 障がいのある人の雇用状況

障がいのある人の雇用状況について、「現在障がい者を雇用している」が21.5%、「現在、雇用していないが以前雇用していた」が12.6%、「一度も障がい者を雇用したことはない」が63.0%となっています。

アンケートに回答した事業所の6割が、障がい者を一度も雇用したことがない結果となっています。

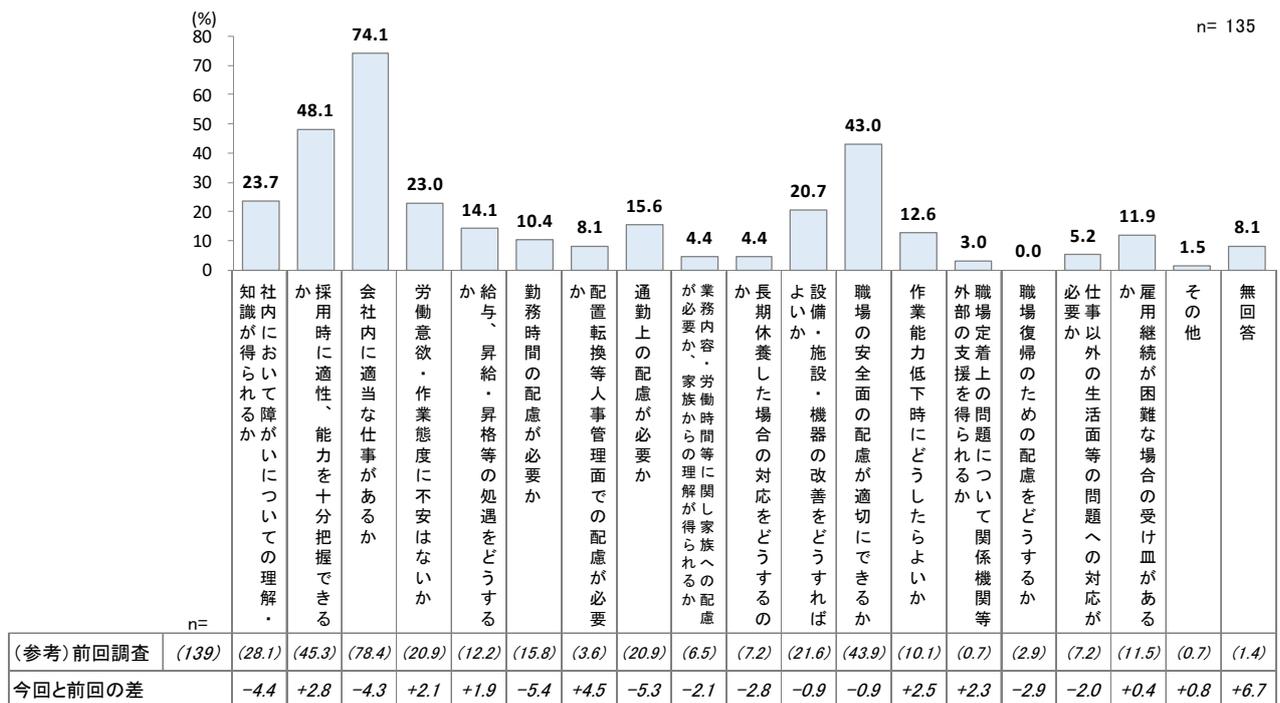
図表 52 障がいのある人の雇用状況



(2) 雇用上の課題と配慮について

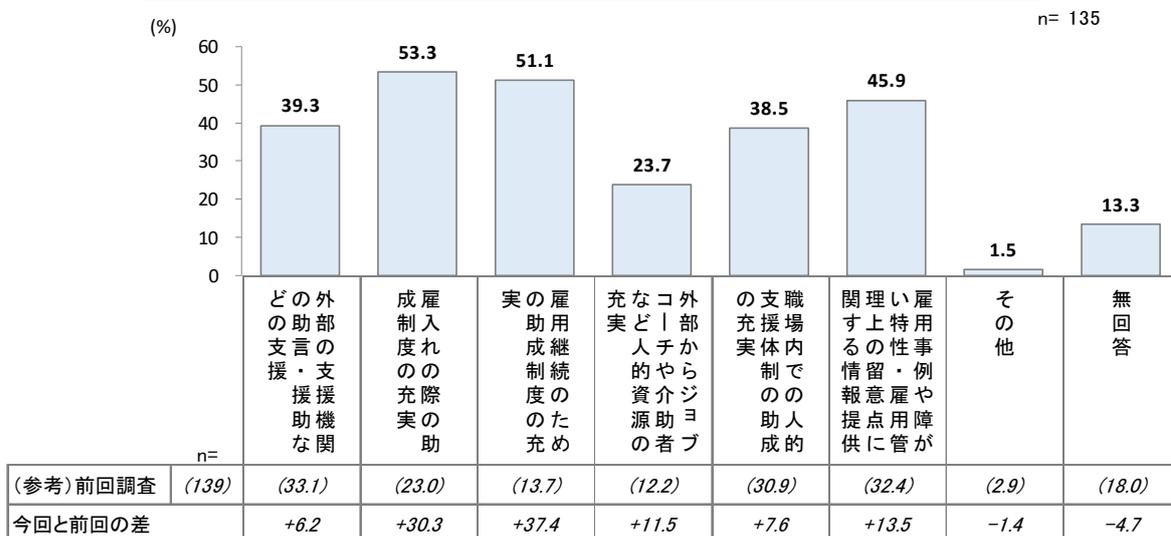
障がいのある人を雇用するに当たっての課題について、「会社内に適当な仕事があるか」が74.1%で最も多く、次いで「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が48.1%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が43.0%となっています。

図表 53 障がいのある人を雇用するに当たっての課題 ※複数回答



障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策について、「雇入れの際の助成制度の充実」が53.3%で最も多く、次いで「雇用継続のための助成制度の充実」が51.1%、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」が45.9%となっています。

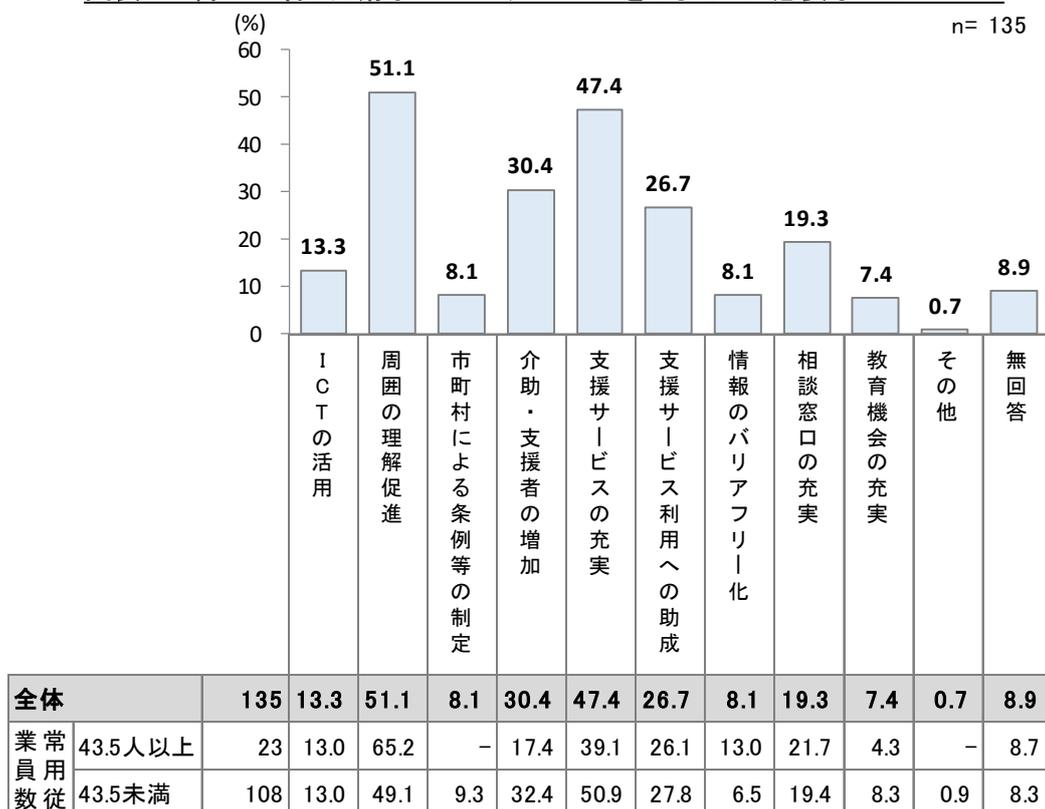
図表 54 障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策 ※複数回答



(3) コミュニケーション

雇用に当たり、障がい者と円滑なコミュニケーションをとるためにどのようなことが必要だと思うかについては、「周囲の理解促進」が51.1%と最も多く、次いで「支援サービスの充実」が47.4%、「介助・支援者の増加」が30.4%となっています。

図表 55 障がい者と円滑なコミュニケーションをとるために必要なことについて



6 関係団体ヒアリング結果

■調査の目的・内容

障がい者関係団体に対して、団体の現状や抱えている課題、今後求められる取組などについてヒアリング調査を実施しました。

■調査対象・調査期間（3回に分けて実施）

千歳市内で活動する障がい者関係団体（22団体）

<1回目>日 時：令和5年8月29日(火) 13時30分～15時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

参加団体：3団体・3人

団 体 名	参加人数
千歳聴力障害者協会	1人
千歳市手をつなぐ育成会	1人
北海道手話通訳問題研究会道央支部 千歳・恵庭班	1人

<2回目>日 時：令和5年8月29日(火) 15時30分～17時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

参加団体：5団体・4人

団 体 名	参加人数
千歳身体障害者福祉協会・千歳権利擁護懇談会（らいとりんく）	1人
千歳市つくし会	1人
日本ALS協会北海道支部千歳支会	1人
みんなをつなげる会～すべての人がこころのかよう社会を！～	1人

<3回目>日 時：令和5年8月31日(木) 15時30分～17時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

参加団体：2団体・3人

団 体 名	参加人数
千歳視覚障害者福祉協会	2人
千歳要約筆記の会「やませみ」	1人

◆ヒアリングシートの提出のみ：13団体

団 体 名
千歳市点訳赤十字奉仕団
千歳地区ことばを育てる親の会
千歳市肢体不自由児者父母の会
千歳市情緒障がい者父母の会
千歳手話の会
千歳音訳友の会
点訳絵本の会
一般社団法人北海道断酒連合会千歳断酒会
北進親の会
ちとせりんごグループ
千歳いずみ学園保護者会
千歳手話サークル しらかば
千歳サーモンズ

■調査方法

グループヒアリング方式

■関係団体ヒアリングにおける主な意見は次のとおり。ヒアリング結果は、本計画策定の参考としたほか、計画未掲載分も含め、意見は全て関係各課と共有しています。

(1) 生活環境の整備

- 低床バスの導入促進や増便・路線の充実を検討してほしい。
- バス停や駅に到着を知らせる表示パネルを設置してほしい。
- 車いすでの移動や、目の不自由な方の移動がしやすい街づくりをしてほしい。市内の中心部以外は音響式信号機や点字ブロックが少ない。
- グループホームが不足している。

(2) 情報提供・意思疎通支援

- 障がいのある人に向けたパンフレットやホームページを作成するとよい。
- 手話通訳者を専門職として身分保障するなどして、後継者不足の解消につなげてほしい。
- 点字図書室職員の人材確保と点訳者の育成が必要。
- 障がい種別に応じた情報提供を求める。
- 障がいのある人がどのように意思疎通を行っているかを健常者に知ってほしい。

(3) 防犯・防災

- 災害時に障がいのある人の受入れ可能な避難場所がわからないので、周知を強化したり、避難所を増やしたりしてほしい。
- 福祉避難所を設けるだけでなく、意思疎通や行動制限がされている障がいのある人にどうやって知ってもらうかということの勉強会が必要である。
- 避難所での障がいのある人の居場所確保等も想定した訓練が必要。
- 防災行政無線を文字情報でも発信してほしい。
- 重度の知的障がいのある人に対応できる福祉避難所が必要。
- 聴覚障がいのある人が集まる避難所や社会福祉協議会の施設にアイドラゴン*を設置してほしい。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ヘルプマークについての周知を継続してほしい。
- 小中学校などで障がいのある人との触れ合いを設けるなど、互いを知り、思いやりを育める環境があれば、差別や虐待は減るのではないか。
- 民間事業者に対して、合理的配慮の義務化の理解促進とPRが必要。
- どのようなことが虐待や差別に該当するかという具体的な例や通報する際の連絡先など、明確なルールの提示が必要。
- コミュニケーションが取れないことが虐待につながる要因の一つと考えている。各障がいの専門知識を持った意思疎通支援職員の設置が必要。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援

- ろうあ者相談員の設置を強く要望する。
- パーソナルアシスタンス制度*を導入してほしい
- ヘルパーを要請しても、人手不足から断られることが多いため、ヘルパー不足解消に注力してほしい。
- グループホームの生活を体験する場所があるとよい。

(6) 保健・医療

- 精神科通院や難病の医療費について助成があることを知らない人が多い。
- 市民病院に手話通訳者を設置してほしい。
- 医療施設での意思疎通支援者の利用に対する理解促進が必要。
- 障がい当事者を病院に繋げず、困っている家族は多い。

(7) 雇用・就業、経済的自立の支援

- 企業によるジョブコーチの活用。
- 障がい者雇用で得られる企業のメリットをアピールするとよい。
- 障がい特性に合わせた新たな雇用の創出が必要。

(8) 療育・保育・教育

- 千歳市内にも北海道南幌養護学校のような特別支援学校がほしい。
- 幼稚園、保育園から、障がいのある子どもと触れ合っ、一緒に生きることを感じる子どもが増えれば、理解が進むのではないか。
- 保育所やその他子育ての相談窓口では、視覚障がいのある保護者への対応や支援が難しいこともあるので、相談できる機関を増やしてほしい。
- 子どもが小さいときから障がいに気付ける環境があるとよい。親の障がいに対する認識度を上げる必要がある。

(9) スポーツ・文化芸術活動等の振興

- 障がいのある子どももスポーツのできる環境が整うとよい。
- 車椅子使用者、肢体不自由者ができるスポーツは限られるので、Eスポーツに注目してみてはどうか。
- 学生時代にスポーツで活躍した方もいるので、その先に続けられる場があるとよい。
- 障がいのある人のスポーツ大会や当事者団体の行事等を支援してほしい。

(10) コミュニケーション条例制定についての意見

- 市のホームページ等で障がいのある人にも伝わる情報発信をしてほしい。
- 市民がお互いに情報を共有するため、ルビ、音声用のQRコード、点字ブロック等が何のために設置されているのかの発信が必要。
- 制定する事で障がいのある人に対するコミュニケーションの意識が変わるとよい。
- 当事者の意見が十分に取り入れられて、多種多様な障がいに対応できる条例になるとよい。
- 社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという観点からもコミュニケーション条例の早期制定が望まれる。

*アイドラゴン…手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」を見るための専用受信機。

*パーソナルアシスタンス制度…重度障がいのある人に対し、自治体が介助に要する費用を直接支給し、利用者がその範囲内で介助者と直接契約を結ぶ札幌市の独自制度。

7 パブリックコメントの結果概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月19日（金）まで

(2) 募集方法

広報ちとせ12月号及び市のホームページに実施概要を掲載し、市役所及びコミュニティセンターなど市内公共施設に「募集要項」、「計画素案」、「意見書用紙」を設置するとともに市のホームページからもダウンロード可能とし、電子メール、郵送、ファクシミリ、意見箱への投函、直接持参により意見を受け付けました。

(3) 募集結果及び対応内容の分類

①募集結果

提出方法	人数 (件数)
電子メール	4人
郵送	－
ファクシミリ	－
意見箱	1人
直接持参	1人
合計	6人(27件)

②対応内容の分類

対応内容の分類	件数
①案を修正するもの	2件
②既に案に盛り込んでいるもの	15件
③今後の参考とするもの	9件
④意見として伺ったもの (案件に直接関係がないため)	1件
合計	27件

(4) 市民意見等の概要とそれに対する市の考え方

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	市内には障がい者マークやステッカーが少なく、あってもわかりにくいので、わかりやすいマークを作ってほしい。将来、支援や手伝いが必要なときに、周りに理解されないと不安である。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、障がいへの理解促進のため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及・啓発に努めることとしております。これまでも、市ホームページのほか、ポスターやチラシなどによる周知を行い、令和4年度は、窓口において273個のヘルプマークを配布しました。</p> <p>また、その他の障がい者マークについても、カラー印刷のパンフレット「ちとせの障がい福祉ガイド」で紹介し、理解促進を図っております。</p> <p>ヘルプマークなど複数のマークについて、全国の自治体を含む関係機関が普及に努め、全国的に認知が進んでいる段階で、本市が新たに独自のマークを作成し、多くの方に認知していただくことは難しいと考えますことから、引き続き既存のマークの普及・啓発に努め、障がいのある人もない人も支え合う地域共生社会の実現を目指してまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
2	<p>放課後等デイサービスや、児童発達支援の増加により、サービスを選択できる時代になったと感じているが、事業者の経験や知識に対して、不安がある。経験を積んでもらうしかないと思う。</p> <p>これらのサービスが子どもの預かり施設になっていることが気になっている。誤解している保護者もいるので、きちんと説明してほしい。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、「障害児通所支援提供体制の充実」を主要施策に掲げ、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において支援困難事例や地域課題の共有等を通じ、支援体制の充実と支援の質の向上に取り組むこととしております。障害児通所支援等については、利用する児童の増加が予想されることから、新たな事業者の参入を促進するとともに、事業者に対して各種研修会への参加などを働きかけ、専門性の高い人材の確保や支援の質の向上に努めてまいります。</p> <p>また、いただいたご意見を参考に障害児通所支援等の目的や内容について、利用者に対して周知を図り、理解促進に努めてまいります。</p>
3	<p>子どもへの支援は充実しつつあるが、18歳以上になると実際に受けられるサービスが激減する。重度障がいのある人が市内で生活できない現状を改善するため、本計画を着実に実行してほしい。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、重度障がいのある人等のニーズを把握するとともに、資格取得費用の助成等による事業者の参入促進を図ることとしており、本計画の着実な実行により、重度障がいのある人も、安心して、住み慣れた地域で生活することができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてまいります。</p>
4	<p>千歳市には自閉スペクトラム症のアセスメントである PEP-3 又は PEP-R 検査キットがあるので、積極的に活用し、全国のモデルになるような「つながる支援」を実施してほしい。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、公設公営の千歳市児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけ、更なる機能の充実と質的向上を進め、児童発達支援センターを中心とした重層的な障がい児支援体制の整備に努めることとしております。自閉スペクトラム症のアセスメントツールについては、運用できる職員が限られていることから、有効に活用できるよう専門職員の人材育成に取り組んでまいります。</p> <p>また、市内の障害児通所支援事業所に対する支援内容等への助言や援助などに取り組み、障がい児支援の質の向上と連携体制の充実に努めてまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
5	福祉サービス利用券を「さわやか健診」などの受診費用として利用したい。	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>「さわやか健診」は、19歳から39歳までの人を対象とした健康診査で、北海道対がん協会に委託して実施しております。およそ10,000円の健診費用のうち、市の助成により、自己負担額は一律1,000円としており、健診受診に係る経済的負担を軽減することで、生活習慣病などの予防や早期発見に努めているところです。</p> <p>一方、福祉サービス利用券は、高齢者及び障がいのある人に対し、タクシー及びハイヤー、公衆浴場、温泉、バス、あんま、はり、灸、マッサージ、理容所、美容所の利用費用を市が助成することにより、積極的な社会参加の促進などを目的とするものです。</p> <p>本市の健康診査は、健診費用の助成のほか、独自に検査項目を追加し、内容の充実を図っていることから、福祉サービス利用券の適用など、更なる助成の拡大は検討しておりませんが、今後も健診の周知・啓発を行うとともに、福祉サービス利用券については、事業の目的とニーズを踏まえ、利用者が使いやすいサービス内容となるように努めてまいります。</p>
6	障がいのある人が被災した場合を想定したマニュアルや役立つパンフレットや関連サイトなどを一覧できるようなものがほしい。	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>本計画では、「地域防災体制の強化」を主要施策に掲げ、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、関係団体や地域住民との連携による円滑な避難支援体制づくりを推進することとしております。</p> <p>いただいたご意見を参考に、今後、障がいのある人に向けた防災情報の発信に関する取組を検討してまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
7	<p>私立幼稚園において、発達障がい児の対応、支援、対策が周知されていないと感じる。先生が障がい児の対応を理解していない。研修が必要である。</p> <p>すべての私立幼稚園に特別支援枠を作り、補助金がなくても障がい児の受入れを考えてほしい。発達障がい児は増えると思うので、保育士確保は難しく、園側の意見もあると思うが、障がい児の通える幼稚園対策を考えてほしい。幼児期の環境づくりや支援がないと、将来の不安が増える。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本市では、発達に心配のあるなしにかかわらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育を推進しており、幼稚園を含む教育・保育施設職員を対象に支援の質の向上を目的とした研修会を毎年複数回開催しているほか、発達障がい等に関する知識を有する専門職員が、認定こども園等を直接訪問して保育士等に助言を行うなどの後方支援に取り組むなど、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な保育を行う体制の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>また、特別支援保育枠の私立幼稚園への拡充につきましては、障がいのある子どもへの対応件数の増加、職員確保の問題を含め、今後の課題と捉えており、市が掲げるインクルージョン保育の考え方に基づき、関係機関との連携を図りながら、取組を進めてまいります。</p>
8	<p>『「こども相談支援室あーち」の支援体制を強化する』とあるが(P48)、どのような方法で強化するのか具体的に示してほしい。</p> <p>相談支援専門員の確保について、「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員する考えはないのか。民間との連携はよいが、自前で増員しない理由を示してほしい。</p>	1	<p>分類～①案を修正するもの</p> <p>本計画では、主要施策として「障害児相談支援提供体制の確保」を掲げており、千歳市児童発達支援センターの「こども相談支援室あーち」の支援体制については、相談支援専門員の増員を図り、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めることとしております。本計画の着実な実行により、進学や就労に向けて相談支援を必要とする児童が、安心して、住み慣れた地域で必要な支援を利用しながら生活することができるよう、障害児相談支援の提供体制の確保に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見を参考にして、「こども相談支援室あーち」の強化内容について、表現を次のページのとおり見直しました。</p>

(No.8 続き)

P48 (4) 障害児相談支援提供体制の確保

修正後	修正前
◆進学や就労に向けて障害児支援利用計画を必要とする児童に対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。	◆障害児支援利用計画の対象者拡大に努め、地域相談支援などに対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。
◆「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めます。	◆「こども相談支援室あーち」の支援体制を強化します。

P96 (4) 障害児相談支援提供体制の確保

修正後	修正前
「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。	「千歳市障がい者総合支援センター Chip（ちっぷ）」を中心とした民間の相談支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、児童を主たる対象とした相談支援専門員を増員するため、相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。

P99 ②障害児相談支援【見込量確保のための方策等】

修正後	修正前
「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなどして、人材の確保に努めます。	相談支援専門員の養成と相談支援事業所の開設を障害児通所支援事業所に働きかけるなど、障害児相談支援の提供体制の確保に努めます。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
9	<p>『千歳市障がい者地域自立支援協議会』を通じて障がいのある人への差別に関する情報共有や事例研究を行う」とあるが(P31)、障がいのある人への差別に関する情報共有は、それ以外の障がいに関わる事業所や団体にも広く共有し、差別に関する情報発信をしていくべきではないか。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>市や相談支援事業所等に障がい者差別に関する相談などが寄せられた場合は、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に設置する「差別解消・虐待防止専門部会」の中で共有し、事例の研究をすることとしておりますが、当事者のプライバシー保護の観点から、個別事例の公表はしておりません。</p> <p>これら事例研究の成果や国の対応指針などを踏まえて、「合理的配慮事例集」や理解促進のためのリーフレット等を作成・配布し、広く一般に向けた情報発信に努めております。</p>
10	<p>①「災害発生時、必要に応じて福祉避難所を開設する」とあるが(P.35)、福祉避難所が後回しのよう感じる。平時から福祉避難所が開設されることが当たり前となるような準備をし、事前に体験できるような整備が必要ではないか。</p> <p>②「災害発生時、必要に応じて福祉避難所を開設する」とあるが(P.35)、必要に応じてからでは、緊急時の対応としては遅いと思う。</p>	2	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>福祉避難所は、災害発生時に一旦指定避難所に避難していただき、その避難所の中で、配慮が必要な人については、居住場所などを配慮したうえで、避難が長引くことによって生活に支障がある、あるいは、そこで継続して生活することが困難な障がいのある人などの要配慮者を受け入れるために開設することとしております。</p> <p>福祉避難所では、開設後、保健師や介護福祉士、ボランティア等による福祉的支援が必要なことや、災害の種類や規模により、場所や収容人数などの課題もありますことから、福祉避難所の在り方については、継続的に検討してまいります。</p>
11	<p>『千歳市消費生活センター』において悪質商法等の消費生活相談に対応する」とあるが(P.36)、障がいの特性を理解した相談員を育成することが必要なのではないか。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>「千歳市消費生活センター」に障がいのある人又はその家族等から相談が寄せられた場合は、その障がい特性に応じ、適切な合理的配慮を提供しているほか、「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」や本人が利用する障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、解決に向けた助言や情報提供などを行っております。</p> <p>相談員の育成につきましては、国民生活センター等が実施する研修などの機会を通して、スキルアップを図ってまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
12	<p>今後、「(仮称)千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指すのであれば、点訳や音訳等の養成にも力を入れるべきではないか。現在、点訳・音訳はボランティアが担っていると聞くが、手話通訳者や要約筆記者と同様の待遇とすることが大切ではないか。</p>	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>ご意見のとおり、「千歳市点字図書室」において貸し出している点訳・音訳図書は、支援団体のボランティア会員が製作しております。</p> <p>本計画では、意思疎通支援の充実と市民による自発的活動の支援という両方の観点から、奉仕員養成研修事業を実施し、点訳・音訳サービス等を行うボランティアを養成することとしており、令和4年度末のボランティア会員数は、令和3年度末から5名増加しております。</p> <p>ボランティアは、目指すべき「地域共生社会」の実現に必要な不可欠なものとして、引き続き養成や活動への支援に努めますが、いただいたご意見については、支援団体の声や他自治体の事例などを踏まえて調査研究してまいります。</p>
13	<p>コミュニケーション支援ボードやコミュニケーションノートなど、意思疎通の支援ツールの周知をしていくことも必要ではないか。</p>	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>本市では、これまでに、コミュニケーション支援ボードを作成し、選挙投票所へ設置するなど、意思疎通の支援ツールの利用促進に取り組んでまいりました。</p> <p>さらに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用の促進を図るため、現在、「(仮称)千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指しており、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の中に専門部会を立ち上げ、障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の意見を伺っているところです。</p> <p>いただいたご意見については、条例に基づく具体的な施策展開に向けて調査研究してまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方				
14	「雇用・就労の推進」について、主要施策の内容が就労に偏って見える。雇用に関しては、千歳市役所の障がい者雇用の拡大のみなので、企業に対する周知啓発に関する取組も主要施策とするべきではないか。	1	<p>分類～①案を修正するもの</p> <p>本計画で目指す「雇用・就労の推進」においては、具体的な取組として、「障がい者就労支援事業」を実施することとしており、これは、障がいのある人だけではなく、雇用者である企業の双方を支援するものです。「就労推進室やませみ」において、企業に対する周知啓発に取り組むとともに、就労後の職場定着に向けた双方へのフォローアップを行うことで、障がい者雇用の促進を図っております。</p> <p>いただいたご意見を参考にして、「障がい者就労支援事業」の取組内容について、次のとおり表現を見直しました。</p> <p>P53 (2) 一般就労の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修正後</th> <th>修正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆「障がい者就労支援事業」において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。</td> <td>◆「障がい者就労支援事業」において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。</td> </tr> </tbody> </table>	修正後	修正前	◆「障がい者就労支援事業」において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。	◆「障がい者就労支援事業」において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。
修正後	修正前						
◆「障がい者就労支援事業」において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。	◆「障がい者就労支援事業」において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。						
15	「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、目標値が施設入所者数の削減となっている（P59）。国の方針は分かるが、施設入所者数の増加が地域移行の妨げにはならないと思う。重度障がいのある人に対応したサービスの提供体制の確保が課題なのであれば、その提供体制が目標値となるべきではないか。	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>本市に所在する障害者支援施設の指定権限をもつ北海道では、国の基本指針を踏まえ、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」において、基本的に施設の創設は行わず、現在入所している人について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととしております。</p> <p>本計画においても、現在入所している人の地域移行を推進するため、重度障がいのある人に対応したグループホーム及び訪問系・日中活動系サービスの提供体制の確保に努めることとしており、その成果を評価する目標値として、国の基本指針に従い、施設入所者の削減数を設定しております。</p> <p>今後も計画における成果目標の設定については、国の基本指針と地域の実情を踏まえ、適切に判断してまいります。</p>				

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
16	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する協議の場の開催回数の目標値が「1回以上/年」となっているが(P60)、目標設定と検証実施で少なくとも2回は必要である。協議が必要な内容に合わせた回数を目標値としたほうがよいのではないか。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する協議の場における検証は、計画の進行管理(P102～103)と同様に、PDCAサイクルによる評価を受けることとしております。</p> <p>評価の客観性を担保するため、協議の場の中で検証を実施するのではなく、別機関への報告・評価を想定していることから、協議の場の最低必要回数は1回となります。</p> <p>現在、本市には協議の場の設置がなく、設置に当たっては、人材の確保などの課題も多く、相当の時間を要するため、本計画においては、第1回目の開催を目指して取組を進めることとしております。</p>
17	施設における虐待防止・早期発見において、知的障がいのある人や子どもは自ら発信することは難しいと思うので、抜き打ちで調査等してほしい。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>指定障害福祉サービス事業者に対しては、サービスの質の確保・向上及び事業運営の適正化、利用者の人権の養護、虐待防止のための体制整備を図るため、指定権限のある北海道が定期的な実地指導を行っております。</p> <p>また、障害者虐待防止法では、障がい者本人だけでなく、障がい者虐待を発見した人に対する市町村への通報義務が定められており、国の指定障害福祉サービス事業者等指導指針では、障がい者虐待が疑われる場合、市町村等は、事前に通知なく、施設に対する実地指導を行うことができるとされています。</p> <p>本市においては、今後も、法令根拠等に基づき、虐待通報の緊急性を考慮して適切に対応するとともに、障がい者虐待の通報義務をはじめとする法の周知啓発を行い、障がい者の虐待防止・早期発見に努めてまいります。</p>
18	ヘルプマーク以外にも様々なマークがあるので、それらの周知も含めてほしい。 また、障がいに関する様々な国際デーがあるので、それらも各団体と盛り上げてほしい。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、「広報・啓発活動の充実」を主要施策に掲げており、その中の具体的な取組として、これまでに、「ちとせの障がい福祉ガイド」における各種障がい者マークの紹介や世界自閉症啓発デーにおける総合福祉センターのブルーライトアップなどの啓発活動を行いました。</p> <p>今後も多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ってまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
19	<p>数年前、除雪車により道路の点字ブロックが剥がされていた(中央大通り)。</p> <p>除雪事業者に対し、指導はしているのか。</p>	1	<p>分類～④意見として伺ったもの</p> <p>道道早来千歳線(道道258号:中央大通)の道路管理者である北海道に確認したところ、「道路の除雪作業に当たっては、道路上の点字ブロックなど施設の破損には十分注意し作業を行うよう除雪業者に指導を行っている。なお、道路パトロールなどにおいて、道路施設の破損を確認した際には、必要に応じて補修等を行っているところであり、引き続き、安全な道路環境の確保に努めてまいります。」としております。</p> <p>また、市道の除雪についても、北海道と同様の対応を行っているところであり、今後も関係機関等と連携し、安全で安心できる道路環境の確保に努めてまいります。</p>
20	<p>「セルフプランによる障害児通所支援事業の利用者が多数を占める」とあるが(P46)、就学後はセルフプランが当たり前だと思う誤解により、障がい当事者アンケート結果でも、「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」の認知・利用率が低かったのだと思う。就学後もスムーズに相談支援を継続利用できる体制の強化を求める。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、主要施策として「障害児相談支援提供体制の確保」を掲げており、千歳市児童発達支援センターの「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組み、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めることとしております。</p> <p>本計画の着実な実行により、就学後も相談支援を継続して利用できるよう障害児相談支援の提供体制の確保に努めてまいります。</p>
21	<p>「在宅で、常に紙おむつを必要とする重度障がいのある人に対し、紙おむつを支給する」とあるが(P39)、対象となる障がい等級の要件を緩和してほしい。療育手帳B判定でおむつが取れない子どもは多い。</p>	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>紙おむつの支給については、国が定める規定に基づく「日常生活用具給付事業」を実施しているほか、「障害者紙おむつ支給事業」として、市独自に対象者を拡大して実施しております。</p> <p>本事業は、重度障がいのある人の日常生活の向上及び介護する家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としているため、現在のところ、対象範囲を療育手帳B判定(中度・軽度)まで拡大する予定はありませんが、今後も障がいのある人に対する経済的負担の軽減に努めてまいります。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
22	<p>「特別支援保育事業」の受入れ枠が狭いと感じる。私立幼稚園をはじめ、1号認定を希望すると、入園を断られることもあると聞く。交付された補助金は、該当園児に対する職員の加配のために使われているのか不明な点もある。障がいのある子どもが1号認定又は私立幼稚園へ入園を希望した場合、スムーズに職員の加配をつけることができるシステムはないのか。</p> <p>また、「特別支援保育事業」の2号認定の場合は、受入れ時間が9時から16時までと決まっており、フルタイムで働くことができない。児童発達支援の事業所も増えたが、遅くまで預かる施設は少なく、専門員がいるとは限らない。柔軟に延長保育の利用ができるよう検討してほしい。</p>	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>特別支援保育の職員加配につきましては、毎年夏から秋にかけて行っている「特別支援保育事業」の申請に合わせ、市内認定こども園及び認可保育所における対象児の認定状況や人数により調整した上で行っております。</p> <p>私立幼稚園への職員加配においては、今後「特別支援保育事業」の拡充に向けた課題として捉えており、関係機関と連携を図りながら、取組を進めてまいります。</p> <p>また、受入れ時間につきましては、インクルージョン保育の考え方に基づき、集団保育を行う中での育ちを促すことを目的としていることから、多くの子どもが登園し、かつ安全管理に十分な保育士の数が確保されている時間帯に実施する必要があり、これを踏まえ、施設長が子どもの状態を考慮し認定された保育時間での保育が難しいと判断した場合は「規則第3条第1項の規定により認定された保育標準時間または保育短時間とは別に、個々に保育時間を定めることができる」としています。</p> <p>そのため、子どもの状態と安全管理の観点から職員体制の整いやすい、平日の午前9時から午後4時までの間でのご利用となる場合が多くなっておりますが、現在入園中で、施設からの通告により特別支援枠に切り替える子どもの保育時間については、在籍施設にご確認いただきますようお願いいたします。</p>
23	<p>特別支援学校や特別支援学級の児童生徒について、交通費の一部が助成されているが、週1日以上、デイサービス等の送迎を利用している場合は、助成の対象外となる。各校に支援学級ができて、送迎家庭は減ったかもしれないが、毎朝、自家用車で送迎している家庭も多い。助成要件の緩和を検討してほしい。</p>	1	<p>分類～③今後の参考とするもの</p> <p>通学費の助成につきましては、「特別支援学級等通学費助成要綱」に基づき、通学の方法や距離などに応じて、登下校の往復、登校又は下校のいずれか片道に係る交通費の助成を行っているところであります。特別支援学級の児童生徒の就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するため、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
24	障がいのある人が生まれ育った地域で余暇活動ができる取組を充実させてほしい。今回この素案で「地域活動支援センター」を初めて知った。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>「地域活動支援センター」は、障がいのある人へ創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るための通所施設です。本市においては、創作的活動機会の提供を行う基礎的事業のほか、強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、相談支援や地域の社会基盤との連携強化、各種普及啓発なども行っています。</p> <p>本計画においては、「地域活動支援センター」の充実のほか、「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習の支援」や「外出や移動の支援」を主要施策としており、障がいのある人が生まれ育った地域で余暇活動を楽しみながら、自立した生活を送ることができるよう、本計画の着実な実行に努めてまいります。</p>
25	障がい者数の将来推計について、「将来推計人口及び令和2年度から令和4年度までの障害者手帳別の伸び率の平均をもとに令和8年度まで推計した」とあるが(P16)、将来推計人口の資料も令和2年度作成のもので、ラピダス関連で人口増加が期待されている中、見込みが甘いのではないか。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、計画期間中に必要とするサービス等の量を見込むため、「千歳市人口ビジョン」の総人口推計と障害者手帳別の伸び率の平均をもとにして、障がい者数を推計しております。</p> <p>障がい者人口の実数と計画値との乖離が大きくなり、計画の実効性に欠く場合は、計画値の見直しを検討することとしておりますが、今後、ラピダス社の立地に伴い、本市の総人口推計が上方修正された場合でも、障がい者人口の緩やかな増加傾向は変わらないと見込まれるため、サービス見込量等の計画値に大きな影響はないものと考えております。</p>
26	「障がいのある人の地域移行を推進するため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を目指す」(P40)とあるが、特に医療について、難病の治療を望むが精神の障がいがあることを理由に入院や治療を断られる現状がある。保健・医療・福祉の横断的な対応と情報共有により、障がいがあっても生きる権利が守られることを切に願う。	1	<p>分類～②既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>本計画では、「保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実」や「難病患者支援の実施」などを主要施策に掲げ、関係機関と連携した精神保健に関する相談体制の充実、障がいの特性に配慮した適切な保健・医療サービスの利用支援、難病患者の地域生活などに関する相談や特性に応じたサービスの提供に努めております。引き続き、各種取組を推進し、本計画の基本理念である「障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」を目指してまいります。</p>

8 計画策定経過

年月日	事項	主な内容
令和5年7月13日 ～令和5年8月10日	障がい当事者アンケート調査	・計画策定について手帳所持者等の生活実態や障害福祉サービス等の利用に関する今後の意向の把握
令和5年8月29日 ～令和5年8月31日	関係団体ヒアリング (実施回数3回)	・障がい者関係団体から、現在の課題や今後求められる取組について意見聴取
令和5年8月28日	第2回千歳市障がい者 地域自立支援協議会	・計画骨子案について
令和5年11月8日	第1回千歳市保健福祉 推進委員会	・計画素案について
令和5年11月14日	第1回千歳市保健福祉 調査研究委員会	・計画素案について
令和5年11月17日	第3回千歳市障がい者 地域自立支援協議会	・計画素案について
令和5年11月28日	千歳市議会 厚生環境常任委員会	・計画素案の報告
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	パブリックコメント	・計画素案に対する意見公募
令和6年2月9日	第4回千歳市障がい者 地域自立支援協議会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案について
令和6年2月9日	第2回千歳市保健福祉 推進委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案について
令和6年2月16日	第2回千歳市保健福祉 調査研究委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案について
令和6年2月28日	千歳市議会 厚生環境常任委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の報告

9 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成6年4月20日

市長 決 裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 ～省略～

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	千歳医師会	理事	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学部長	信太 雅洋
保健福祉関係機関、団体を代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課係長	坂本 大輔
	千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
	千歳身体障害者福祉協会	顧問	伊東 ミツ子
	千歳市手をつなぐ育成会	監査	木村 千秋
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議		丹波 泰哉
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園千歳第2幼稚園 園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	あんじゅ認定こども園 園長	亀浦 正幸

10 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成 14 年 1 月 23 日
市 長 決 裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 ～省略～

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長（企画担当）
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

11 千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年5月23日
市長 決 裁

千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内に居住する障害者、障害児等（以下「障害者等」という）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、福祉、保健、医療、雇用及び教育に関する関係機関、関係団体、関係事業者等による連携及び支援体制に関する協議を行い、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を総合的かつ効果的に推進することを目的に千歳市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長へ報告する。

- (1) 障害者等の福祉に関する情報等の共有に関すること。
- (2) 地域課題、困難事例等への対応及び支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関等相互の連携及び地域社会との良好な関係構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の改善及び開発に関すること。
- (5) 障害者等のケアマネジメントに関すること。
- (6) 相談支援事業者の中立・公平性の確保及び評価に関すること。
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (8) 千歳市障がい者計画及び千歳市障がい福祉計画並びに千歳市障がい児福祉計画に関すること。
- (9) その他障害者等の地域生活支援に関すること。

2 協議会は、協議会で合意された事項について、市長、関係機関等へ提言することができる。

(委員)

第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市内に居住する障害者等及びその家族等
- (2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤若しくは通所する者であって、次に掲げる関係機関等の代表者又は関係機関等から推薦を受けたもの
 - ア 障害者等の家族団体、支援団体等
 - イ 福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する機関、団体等
 - ウ 障害福祉サービス事業所等
 - エ 相談支援事業所等
 - オ 地域生活支援事業所等
- (4) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に対する報酬は、支給しない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長は、協議会を定例的又は必要に応じ臨時に招集し、会議の議長となる。

5 会長は、会長の招集する会議に必要な応じ委員以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局会議)

第5条 協議会に、所掌事項の取扱い及び運営に関する調整を行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、委員のうちから会長が指名する運営委員並びに事務局長及び事務局次長で構成する。

3 事務局会議に座長を置き、事務局長を充てる。

4 座長は、事務局会議を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 事務局会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、協議会の所掌事項のうち重要事項について、協議会の求めに応じて、必要な情報及び資料の収集、調査、研究等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 専門部会の構成員は、協議会の同意を得て、委員及び委員以外の者を部会長が指名する。

6 部会長は、専門部会を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

7 部会長は、調査研究等の経過及び成果を協議会へ報告しなければならない。

(地域部会)

第7条 協議会は、分野ごとに地域の関係機関等相互の連携及び障害者等の福祉に関する情報等の共有を図るため、地域部会を置くことができる。

2 地域部会に部会長を置く。

3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、分野に関係する事業者や団体等を招集することができる。

5 部会長は、地域部会の活動内容を協議会へ報告しなければならない。

(協力組織)

第8条 協議会は、自主的に所掌事項に関する情報及び資料収集、調査、研究等を行うため、事業種別又は支援目的別に関係機関等が参加する任意の組織を協力組織とすることができる。

2 協議会は、協力組織との連携に努めなければならない。

3 協議会は、協力組織代表者に出席を求め、調査研究等の成果について報告若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(全体会)

第9条 協議会は、地域で所掌事項に関する情報の共有化及び協力関係を構築するため、定例の協議会に兼ねて、地域生活支援全体会議（以下「全体会」という。）を開催することができる。

2 全体会には、委員のほか、市内の第3条第2項第3号に掲げる関係機関等のうちすべての機関等の招集に努めるものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、千歳市保健福祉部障がい者支援課に置き、協議会の庶務を行う。

2 千歳市障がい者総合支援センターは、協議会の運営等に関し、事務局を補佐する。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長は障がい者支援課長をもって充て、事務局次長は障がい者支援課障がい福祉係長及び障がい者総合支援センター長をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 ～省略～

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

(任期 令和4年10月29日から令和6年10月28日まで)

選考区分	No.	所属機関・団体等	委員役職・氏名
(1) 公募	1	公募	濱 邊 修 平
	2	公募	日 浦 祐 子
	3	公募	藤 原 聖 輝
(2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者	4	千歳公共職業安定所	就職促進指導官 石 岡 慶 子
	5	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長 守 村 里 美
	6	医療法人資生会 千歳病院	精神保健福祉士 高 橋 洋 輔
	7	株式会社 119INTERNATIONAL	代表取締役 結 城 悟
(3) 関係機関及び団体等の代表者又は推薦を受けた者 ア.障がい者又は障がい児の家族団体又は支援団体等	8	千歳身体障害者福祉協会	会長 古 田 聖
	9	千歳聴力障害者協会	会長 佐 藤 義 典
	10	千歳視覚障害者福祉協会	会長 菊 池 悦 子
	11	千歳市肢体不自由児者父母の会	会長 岡 田 美 智 子
	12	千歳市手をつなぐ育成会	会長 青 木 繁 雄
	13	千歳市つくし会	事務局長 後 藤 邦 子
イ.福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する関係機関又は団体等	14	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第3地区監事 鈴 木 勝 利
	15	千歳市社会福祉協議会	地域福祉係長 長 澤 利 明
	16	千歳商工会議所	中小企業相談所 相談課長 伊 藤 佑 輔
	17	北海道千歳高等支援学校	教諭 斎 藤 芳 朗
	18	千歳市立北進小中学校	教諭 山 坂 真 広
	19	北海道南幌養護学校	教諭 濱 野 文 久
	20	就労推進室やませみ	室長 玉 井 俊 導
ウ.障害福祉サービス事業所等	21	生活介護ステーションゆみな	代表 清 水 道 代
	22	就労移行支援事業所ゆうび	管理者 山 崎 千 尋
	23	青葉の郷	施設長 森 本 洋 行
	24	児童通所支援センターラブアリス 千歳桜木別館	児童発達支援 管理責任者 影 山 美 樹
	25	共同生活援助事業所いずみ寮	管理者 田 口 幹 子
エ.相談支援事業所等	26	千歳地域生活支援センター	センター長 奥 貫 あ い 子
	27	千歳市地域包括支援センター	向陽台区地域包括 支援センター センター長 吉 田 肇

12 「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて

平成19年2月2日

各 部 長 等
各 次 長 等 様
各 課 長 等

総 務 部 長
保 健 福 祉 部 長

「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて

近年、障害のある人に対する差別や偏見をなくし、ノーマライゼーション社会を実現するための取組が様々な分野において進められています。

こうした中、「障害児・者」の表現については、「害」という文字が否定的な意味を持つことから、その呼称や表記が市民等に対して不快感を与えてしまう場合があると考えられ、「障がい」の表記に対する市全体の気運も高まりつつあり、千歳市社会福祉協議会を始め障害者関係団体及び障害福祉サービス提供事業者においても案内文、パンフレット、事業者名等に既にひらがな表記を用いています。

今後も更に、市民の意識醸成につなげるためのプロセスの一つとして「障害」を「障がい」表記と改めることとし平成19年4月1日以降可能なものから実施することとします。

つきましては、各所属において新たに作成・発出する公用文書や啓発パンフレット等の表記については裏面のとおりとし、取扱いに留意願います。

1. 表記の考え方

- (1) 「障害者」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、「人」や「人の状況」を表す場合は原則としてひらがなにより「障がいのある人」と表記し、“個人の全てが障害”と捉えられてしまう表現から“個人の一部に障害がある”という表現とする。
- (2) 文章等の内容や前後の文脈から「障がいのある人(方)」と表記することが、他とのバランスを欠くような場合は、「障がい者」のように「害」をひらがなにより表記する。

【表記の例】

現在の表記	変更後の表記	
	(1) の表記	(2) の表記
障害者	障がいのある人(方)	障がい者
障害児	障がいのある児童	障がい児
心身障害者	心身に障がいのある人(方)	心身障がい者
心身障害児	心身に障がいのある児童	心身障がい児
身体障害者	身体に障がいのある人(方)	身体障がい者
身体障害児	身体に障がいのある児童	身体障がい児
知的障害者	知的障がいのある人(方)	知的障がい者
知的障害児	知的障がいのある児童	知的障がい児
精神障害者	精神障がいのある人(方)	精神障がい者

2. 「障がい」の表記の範囲

(1) 対象とするもの

- ① 新たに作成・発出する公用文、案内文書、計画書等
- ② 住民等に発信する啓発資料（広報紙、パンフレット、ホームページ等）
- ③ 会議資料・説明資料等
- ④ 組織名
- ⑤ 新たに整備する施設名称や計画の名称
- ⑥ 庁舎内及び市関連施設案内表示板等
- ⑦ その他適当と思われるもの

(2) 対象としないもの

- ① 法令等の名称（障害者基本法、身体障害者福祉法等）
- ② 法令等に基づく固有名詞（身体障害者手帳、身体障害者相談員等）
- ③ 既存の市の条例・規則・要綱等(組織名の見直しに伴い改正を要するものは除く)
- ④ 新たに制定・改正する市の条例・規則・要綱等
- ⑤ 行政資料（現行計画書、予算書・決算書等）
- ⑥ 医療用語など専門用語として漢字が適当な場合
- ⑦ システム開発等高額な資金投入が必要となるもの
- ⑧ その他表記を改めることが著しく支障を来すもの

13 持続可能な開発目標 (SDGs エス・ディー・ジーズ)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する

- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している